



昭和 35. 9. 1 第 19 号

目 次

関係法令	1
学内規程	富山大学学生守則の一部改正..... 3
	富山大学健康安全組織規程..... 3
	富山大学事務組織規程の改正..... 5
	富山大学部局事務分掌規程..... 7
	富山大学学則の一部改正..... 8
	富山大学文理学部規程の一部改正... 8
	富山大学薬学部規程の一部改正.....10
	富山大学教員の停年に関する規 程の一部改正.....10
	富山大学物品管理事務取扱規程 細則.....10
	富山大学附属図書館資料管理事 務取扱規程細則.....14
	富山大学協議会規程の一部改正.....15
人事異動	16
学内総合情報	第八回卒業式.....23
	昭和35年度入学試験.....24
	昭和35年度入学式.....25
	会計検査院の検査.....25
	科学研究費交付金等の採択.....26
	吉田事務局長の転出.....26
	田中事務局長新任.....27
	岡本, 下斗米, 平岡三教授停年 退職.....27
	白川教授退職.....28
	ことし退職の人々.....28
	新田助教授の香港出張.....28
	竹内教授の帰朝.....28
	児島助教授の渡米.....28
	井上, 林両教官沖繩出張.....28
	岡崎教授の渡独.....29
	鈴木助手の渡瑞.....29
	昭和35年度内地研究員.....29
	ことしの長期研修者.....29
	岡本元教授に名誉教授の称号授与...29
	三ツ野, 中山, 森田三教官の学

位取得.....29	
大浦助手の受賞.....30	
J S T 研修会議.....30	
大学後援会定期総会.....30	
昭和35年度夏季全日制認定講習.....31	
昭和35年度科学教育研究室.....31	
工学部工業科学実験研究室新営 工事.....32	
レクリエーション便り.....32	
第10回文部省共済組合北陸東海 地区体育大会.....32	
国家公務員共済組合富山地区休 育大会.....33	
全国公務員レクリエーション共 同事業.....33	
北陸三大学事務局交歓野球試合.....34	
部局情報	学生部 第6回大学祭.....34
	第12回北陸三大学総合体育大会.....35
日誌35
職員住所38
特別寄稿38

大学と留学生 文理学部 竹内豊三郎
台湾, 香港, 澳門の教育事情
経済学部 新田隆信

関係法令

法律	第 16 号 国立学校設置法の一部を改正する法律 35. 3.31官報
	第 66 号 科学技術庁設置法の一部を改正する法律 35. 4.30 "
	第 78 号 放射性同位元素による放射線障害の防止に関 する法律 35. 5. 2 "
	第 93 号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改 正する法律 35. 6. 9 "
	第 96 号 国家公務員に対する寒冷地手当, 石炭手当及 び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正 する法律 35. 6.13 "
	第 99 号 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法 律 35. 6.23 "
	第 111 号 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法 律 35. 6.28 "
	第 145 号 薬事法 35. 8.10 "
	第 146 号 薬剤師法 35. 8.10 "
府 令	第 49 号 国家公務員に対する寒冷地手当, 石炭手当及

として検定を与えた図書を告示

- 35. 6. 2 "
- 第77号 学校体育用品基準を定める件
- 35. 6. 2 "
- 第79号 国立の義務教育諸学校の災害共済給付契約に係る児童についての共済掛金の額のうち、保護者等から徴収する額の件
- 35. 6.15 "
- 第83号 学校設備調査を行う年度およびその期日等を定める件
- 35. 7. 1 "
- 第84号 社会教育調査を行う年度およびその期日等を定める件
- 35. 7. 5 "
- 第89号 文部省所管の補助金等の交付に関する事務のうち都道府県教育委員会に委任した件の一部を改正する件
- 35. 7.29 "
- 第90号 昭和35年度単位修得試験実施要綱
- 35. 8.10 "

官庁報告

- 昭和34年度国立大学卒業生（富山大学） 35. 4.16官報
- 昭和35年度国立大学入学試験合格者（富山大学） 35. 4.19 "
- 第18回薬剤師国家試験実地試験合格者 35. 8.10 "
- 第20回薬剤師国家試験学説試験の施行 35. 8.10 "

学 内 規 程

富山大学学生守則の一部改正

富山大学学生守則の一部を次のように改正する。

昭和35年2月26日

富山大学長 梅原真隆

第2条 学生は学年の始め学生証の交付を受けなければならない。

2 学生証の交付を受けようとするときは写真（半身脱帽、縦7種、横5種）1枚を提出するものとする。

附則の次に次の附則を加える。

附 則

この守則は昭和35年2月26日から実施する。

富山大学健康安全管理組織規程

富山大学健康安全管理組織規程を次のとおり定める。

昭和35年2月26日

富山大学長 梅原真隆

(目 的)

第1条 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）（以下「規則」という）第2条に基く本学職員の健康安全に関する管理組織はこの規程の定めるところによる。

(管理組織)

第2条 事務局並びに学生部及び部局に健康安全管理者（以下「管理者」という）を置く。

2 管理者は部局の長をもつて充てる但し事務局並びに学生部においては事務局長とする。

3 管理者のもとに次のとおり健康管理担当者、安全管理担当者、危害防止主任者及び健康管理分担者、安全管理分担者を置きその管理機構は別表のとおりとする。

一 事務局並びに学生部においては健康管理担当者を庶務課長、健康管理分担者を庶務課能率係長、安全管理担当者を会計課長及び施設課長とし安全管理分担者を会計課総務係長及び施設課管繕係長とする。

二 部局においては健康管理担当者及び安全管理担当者を事務長とし健康管理分担者を庶務係長、安全管理分担者を会計係長とする。

但し附属図書館においては健康管理分担者及び安全管理分担者を総務係長とする。

三 事務局並びに学生部及び部局における危害防止主任者はその業務に従事する主たる取扱者をもつて充てる。

(職員の意見を聞くための措置)

第3条 管理者は規則第6条に基き職員の保健及び安全保持について職員の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない。

(管理者の職務)

第4条 管理者は学長の指揮監督の下に所属部内の職員の保健及び安全保持、危害防止に関する事項を管理する。

2 事務局並びに学生部の管理者は前項のほか全学の管理事務の連絡、調整を行う。

(健康安全管理担当者の職務)

第5条 健康管理担当者は管理者の職務を補佐し健康管理分担者を指揮監督し健康管理事務を掌る。

2 安全管理担当者は管理者の職務を補佐し安全管理分担者を指揮監督し安全管理事務を掌る。

(健康安全管理分担者の職務)

第6条 健康管理分担者は健康管理担当者の命を受けて次の事務を分掌する。

一 職員の定期健康診断の実施に関すること。
二 職員の定期健康診断の結果並びに事後措置の記録及び報告に関すること。

三 その他職員の健康保持に関すること。

2 安全管理分担者は安全管理担当者の命を受けて次の事項を分掌する。

一 危害防止のための施設設備等の保持に関すること。
二 防火、避難訓練の実施及び器具、器材の検査ならびに整備に関すること。

三 検査の記録及び災害報告に関すること。

四 その他職場の安全保持に関すること。

(危害防止主任者)

第7条 危害防止主任者は管理者の職務を補佐し安全管理担当者と緊密な連絡のもとに当該作業場の危害防止に関し次の事項を掌る。

一、指定された業務施設等について常時調査、点検を行

い異状を発見した場合は適切な措置をとること。

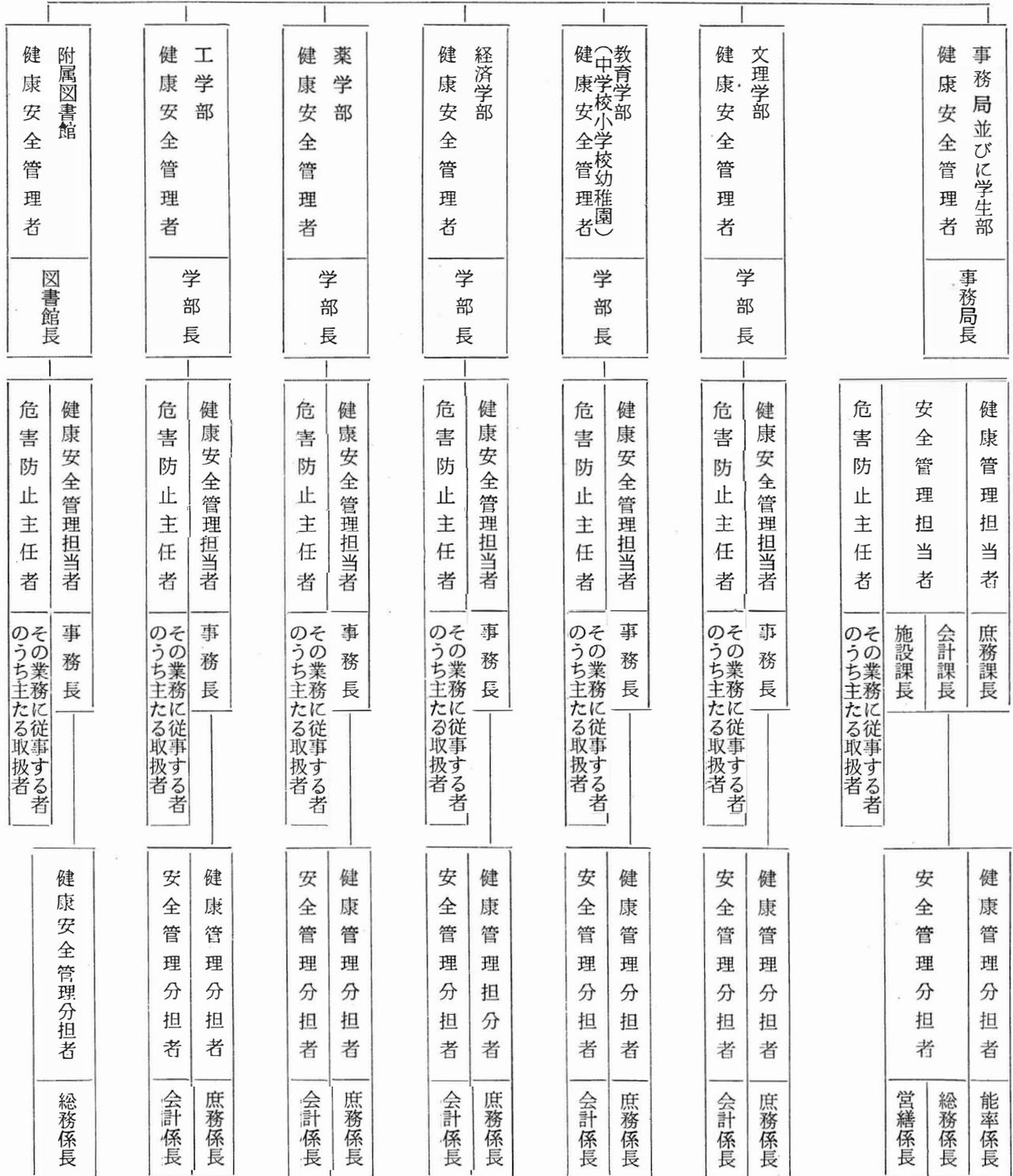
二、当該業務に従事する職員に対し危害防止のため必要な作業方法の指示及び取扱上の注意を行うこと。

附 則

この規程は昭和35年2月26日から実施する。

富山大学健康安全管理機構組織表

学
長



富山大学事務組織規程の改正

富山大学事務組織規程を次のとおり改正する。

昭和35年3月15日

富山大学長 梅原真隆

第1章 総則

- 第1条 富山大学に、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理させるため事務局を、及び学生の厚生補導に関する事務を処理させるため学生部をおく。
- 2 事務局に庶務課、会計課及び施設課を、学生部に学生課及び厚生課をおく。
- 第2条 事務局に事務局長を、学生部に学生部長をおく。
- 第3条 事務局及び学生部各課に課長、係長及び係員をおき、必要に応じ各課に課長補佐をおくことができる。
- 第4条 事務局長は事務職員をもつて、事務局の課長は事務職員又は技術職員をもつて充て、学生部長は教授をもつて、学生部の課長は事務職員をもつて充てる。
- 2 事務局長及び学生部長は学長の監督の下にそれぞれ事務局の事務又は学生部の事務を掌理し、並びに第5条に規程する事務部の事務について総括し、及び調整する。
- 3 課長は上司の命を受けて課の事務を処理する。
- 4 課長補佐は課長の職務を補佐し、係長及び係員は上司の命を受けて係の事務を処理する。
- 第5条 各学部及び附属図書館に事務部をおく。
- 2 各学部事務部に庶務係、会計係、学務係をおく。但し、文理学部事務部の学務係を学務第一係及び学務第二係とする。
- 3 附属図書館事務部に総務係、整理係、閲覧係をおく。
- 4 附属学校（附属中学校、附属小学校、附属幼稚園を包括）及び図書館分館に事務室をおく。
- 第6条 事務部に事務長、係長及び係員をおき、必要に応じ事務長補佐をおくことができる。
- 2 事務室に事務主任及び係員をおく。
- 第7条 事務長は事務職員をもつて充て、当該学部長又は附属図書館長の命を受けて、それぞれ事務部の事務を処理する。
- 2 事務長補佐は事務長の職務を補佐し、係長並びに、事務主任及び係員は上司の命を受けて係又は事務室の事務を処理する。
- 第8条 各学部及び附属図書館の事務部の事務については、別に定める富山大学部局事務分掌規程による。

第2章 事務局

- 第9条 庶務課に庶務係、人事係及び能率係をおく。
- 2 庶務係においては次の事務をつかさどる。
- 一 大学の事務の総括及び連絡調整に関すること
 - 二 儀式、会議及び行事に関すること
 - 三 公印の管守に関すること

- 四 文書の収発、編集保存に関すること
 - 五 文書の印書に関すること
 - 六 文書の形式、様式その他用語の統一に関すること
 - 七 出張、休暇及び勤務時間の管理に関すること
 - 八 宿日直に関すること
 - 九 職員の各種証明に関すること
 - 十 渉外事務に関すること
 - 十一 公開講座等に関すること
 - 十二 他課及び他係に属しないこと
- 3 人事係においては次の事務をつかさどる。
- 一 任免、分限、懲戒及び服務に関すること
 - 二 職員の定員に関すること
 - 三 給与に関すること
 - 四 勤務評定に関すること
 - 五 長期給付及び退職手当に関すること
 - 六 公務災害補償に関すること
 - 七 教員組織審査に関すること
 - 八 人事記録の作成及び保存に関すること
- 4 能率係においては次の事務をつかさどる。
- 一 名誉教授の称号に関すること
 - 二 在外研究員、内地研究員及び外国出張に関すること
 - 三 職員団体に関すること
 - 四 職員の研修に関すること
 - 五 職員の健康管理及び福祉に関すること
 - 六 栄典及び表彰に関すること
 - 七 諸規則の制定、改廃に関すること
 - 八 調査及び統計に関すること
 - 九 科学研究費等に関すること
 - 十 大学要覧、学報等に関すること
- 第10条 会計課に総務係、司計係、出納係、用度係及び管財係をおく。
- 2 総務係においては次の事務をつかさどる。
- 一 会計に関する企画及び調査に関すること
 - 二 会計事務の統括及び連絡調整に関すること
 - 三 会計法規に関すること
 - 四 会計監査に関すること
 - 五 共済組合（長期給付を除く）に関すること
 - 六 他係に属しないこと
- 3 司計係においては次の事務をつかさどる。
- 一 予算（文教施設整備費、防火施設整備費及び災害復旧費を除く）に関すること
 - 二 決算に関すること
 - 三 支出負担行為の確認並びに支払計画に関すること
 - 四 支出負担行為及び支出に関する計算書の作成並びに報告に関すること
- 4 出納係においては次の事務をつかさどる。
- 一 会計官吏の公印の管守に関すること

- 二 債権の管理に関する事
- 三 歳入に関する事
- 四 歳入歳出外現金出納に関する事
- 五 債権歳入及び歳入歳出外現金出納に関する計算書の作成並びに報告に関する事
- 六 前渡資金の出納保管に関する事
- 七 給与及び旅費並びに謝金の支出負担行為に関する事
- 八 所得税及び地方税の源泉徴収に関する事
- 九 小切手振出及び整理に関する事
- 十 科学研究費等の経理に関する事
- 十一 奨学資金の出納に関する事

5 用度係においては次の事務をつかさどる。

- 一 物品及び役務の支出負担行為に関する事
- 二 物品の管理に関する事
- 三 物品に関する計算書の作成並びに報告に関する事
- 四 科学研究費等にかかる物品の購入に関する事
- 五 自動車の管理及び運行に関する事
- 六 労務作業に関する事
- 七 警備に関する事

6 管財係においては次の事務をつかさどる。

- 一 国有財産に関する事
- 二 公務員宿舎の管理に関する事
- 三 国有財産及び宿舎に関する計算書の作成並びに報告に関する事
- 四 寄附に関する事
- 五 防火その他災害対策に関する事

第 11 条 施設課に企画係及び営繕係をおく。

2 企画係においては次の事務をつかさどる。

- 一 施設の整備計画に関する事
- 二 予算（文教施設整備費，防火施設整備費及び災害復旧費）に関する事
- 三 工事の支出負担行為に関する事
- 四 建物及び工作物の調査に関する事
- 五 他係に属しないこと

3 営繕係においては次の事務をつかさどる

- 一 建物，工作物の設計に関する事
- 二 工事の積算に関する事
- 三 工事の施工に関する事
- 四 工事の検査に関する事
- 五 土地の測量に関する事
- 六 電気施設の保全とその安全管理に関する事
- 七 建築基準法等に基く処理に関する事

第 3 章 学 生 部

第 12 条 学生課に学生係及び教務係をおく。

2 学生係においては次の事務をつかさどる。

- 一 学生の厚生補導並びに教務の総括及び連絡調整に関する事

- 二 学生の補導に関する事
- 三 オリエンテーションに関する事
- 四 学生の課外教育に関する事
- 五 学生の集会に関する事
- 六 学生団体の補導に関する事
- 七 学生の掲示，印刷物等に関する事
- 八 学生の懲戒に関する事
- 九 学生の課外活動の施設，設備の管理に関する事
- 十 他課及び他係に属しないこと

3 教務係においては次の事務をつかさどる。

- 一 教育課程に関する事
- 二 入学及び卒業に関する事
- 三 在学誓書及び保証人に関する事
- 四 休学，退学及び転学に関する事
- 五 学生募集並びに入学試験に関する事
- 六 学籍並びに指導要録に関する事
- 七 学生の出欠調査に関する事
- 八 学生の学外実習に関する事
- 九 専攻生，聴講生，研究生及び外国人学生に関する事
- 十 卒業生に関する事

第 13 条 厚生課に厚生係及び保健係をおく。

2 厚生係においては次の事務をつかさどる。

- 一 学生の経済相談に関する事
- 二 寄宿寮に関する事
- 三 学生のアルバイト及び宿所のあつせんに関する事
- 四 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事
- 五 学生の奨学に関する事
- 六 授業料の減免分延納に関する事
- 七 学生及び卒業生の職業指導並びに就職あつせんに関する事
- 八 学生の諸証明に関する事
- 九 学生の生活調査に関する事
- 十 他係に属しないこと

3 保健係においては次の事務をつかさどる。

- 一 学生の保健衛生管理に関する事
- 二 保健施設，設備の管理運営に関する事
- 三 健康診断に関する事
- 四 学校保健統計調査に関する事

附 則

- 1 この規程は昭和 35 年 4 月 1 日からこれを実施する。
- 2 この規程の実施により従前の富山大学事務組織規程（昭和 24. 12. 2 制定）はこれを廃止する。
- 3 他の規程中「補導課長」とあるのは「学生課長」と、「補導係長」とあるのは「学生係長」と、「厚生補導係長」とあるのは「学務係長」と改める。

富山大学部局事務分掌規程

富山大学部局事務分掌規程を次のとおり定める。

昭和35年3月15日

富山大学長 梅原真隆

第1条 各学部事務部の所掌事務を次のとおり分掌する。

2 庶務係においては次の事務をつかさどる。

- 一 儀式、会議及び行事に関する事
- 二 公印の管守に関する事
- 三 文書の収発、編集、保存に関する事
- 四 文書の印書に関する事
- 五 出張、休暇及び勤務時間の管理に関する事
- 六 宿日直に関する事
- 七 職員の各種証明に関する事
- 八 渉外事務に関する事
- 九 公開講座等に関する事
- 十 任免、分限、懲戒及び服務に関する事
- 十一 給与に関する事
- 十二 長期給付及び退職手当に関する事
- 十三 公務災害補償に関する事
- 十四 教員組織審査に関する事
- 十五 人事記録の作成及び保存に関する事
- 十六 内地研究員及び在外研究員に関する事
- 十七 各種団体との連絡に関する事
- 十八 職員の健康管理及び福祉に関する事
- 十九 栄典及び表彰に関する事
- 二十 諸規則の制定、改廃に関する事
- 二十一 調査及び統計に関する事
- 二十二 科学研究費等に関する事
- 二十三 他係に属しない事

3 会計係においては次の事務をつかさどる。

- 一 会計に属する企画及び調査に関する事
- 二 会計監督に関する事
- 三 計算書、報告書及び統計の作成に関する事
- 四 共済組合（長期給付を除く）に関する事
- 五 予算決算に関する事
- 六 支出負担行為計画に関する事
- 七 諸収入に関する事
- 八 現金の出納保管に関する事
- 九 科学研究費等の経理に関する事
- 十 給与及び旅費等の支払に関する事
- 十一 奨学金の受払に関する事
- 十二 物品の管理に関する事
- 十三 営繕に関する事
- 十四 寄附に関する事
- 十五 農場並びに薬草園等の経営に関する事
- 十六 自動車の管理及び運行に関する事

- 十七 労務作業に関する事
- 十八 国有財産の保全に関する事
- 十九 公務員宿舎の保全に関する事
- 二十 防火その他災害対策に関する事
- 二十一 警備に関する事

4 学務係においては次の事務をつかさどる。

- 一 学生及び学生団体の補導に関する事
- 二 オリエンテーションに関する事
- 三 学生の課外教育に関する事
- 四 学生の集会に関する事
- 五 学生の掲示、印刷物等に関する事
- 六 学生の懲戒に関する事
- 七 学生の課外活動の施設、設備の監理に関する事
- 八 学生の願及び届に関する事
- 九 学生の郵便物、遺失物等に関する事
- 十 教育課程並びに履修に関する事
- 十一 授業時間の配当に関する事
- 十二 休講及び補講に関する事
- 十三 教室の割当整備に関する事
- 十四 入学及び卒業に関する事
- 十五 休学、退学、転学及び転部、転科に関する事
- 十六 学生及び卒業生の進学に関する事
- 十七 入学者の選抜に関する事
- 十八 指導要録に関する事
- 十九 成績評価、課程の修了及び卒業の認定に関する事
- 二十 出欠調査に関する事
- 二十一 教育実習、学外実習及び見学旅行に関する事
- 二十二 専攻生、聴講生、研究生及び外国人学生に関する事
- 二十三 学生の経済相談に関する事
- 二十四 寄宿寮に関する事
- 二十五 学生のアルバイト及び宿所のあつせんに関する事
- 二十六 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事
- 二十七 学生の奨学に関する事
- 二十八 授業料の減免分延納に関する事
- 二十九 学生及び卒業生の職業指導並びに就職あつせんに関する事
- 三十 学生の諸証明に関する事
- 三十一 学生の生活調査に関する事
- 三十二 学生の保健、衛生管理に関する事
- 三十三 保健施設、設備の管理運営に関する事
- 三十四 健康診断に関する事
- 三十五 所掌事務の調査統計に関する事

第2条 附属図書館事務部の所掌事務を次のとおり分掌する。

2 総務係においては次の事務をつかさどる。

- 一 会議及び行事に関すること
 - 二 公印の管守に関すること
 - 三 文書の収発、編集保存に関すること
 - 四 文書の印書に関すること
 - 五 出張、休暇及び勤務時間の管理に関すること
 - 六 任免、分限、懲戒及び服務に関すること
 - 七 給与に関すること
 - 八 長期給付及び退職手当に関すること
 - 九 公務災害補償に関すること
 - 十 人事記録の作成及び保存に関すること
 - 十一 職員の健康管理及び福祉に関すること
 - 十二 栄典及び表彰に関すること
 - 十三 調査及び統計に関すること
 - 十四 防火その他災害対策に関すること
 - 十五 分館との連絡に関すること
 - 十六 渉外事務に関すること
 - 十七 国有財産に関すること
 - 十八 物品の管理に関すること
 - 十九 予算決算に関すること
 - 二十 他係に属しないこと
- 3 整理係においては次の事務をつかさどる。
- 一 資料の支出負担行為に関すること
 - 二 寄贈資料等の受入に関すること
 - 三 登録に関すること
 - 四 分類に関すること
 - 五 目録作成に関すること
 - 六 印刷目録作成に関すること
 - 七 製本並びに修理に関すること
 - 八 資料の調査統計に関すること
- 4 閲覧係においては次の事務をつかさどる。
- 一 閲覧及び貸出に関すること
 - 二 カードの配列に関すること
 - 三 視聴覚資料の利用に関すること
 - 四 目録の検索、その他資料利用についての指導並びに参考事務に関すること
 - 五 図書 of 保管に関すること
 - 六 文献複写に関すること
 - 七 閲覧、貸出に関する各種統計に関すること
- 第 3 条 附属学校及び附属図書館分館の事務室の所掌事務はそれぞれの事務部の所掌事務に準ずる。
- 附 則
- 1 この規程は昭和 35 年 4 月 1 日から実施する。
 - 2 この規程の実施により従前の富山大学学部事務分掌規程（昭和 26. 6. 12 制定）はこれを廃止する。
 - 3 旧制の学校並びに廃止された学科に関する事務は次の区分により部局事務に準じてこれを行う。

文理学部	元富山高等学校
	元富山県立富山高等学校

- | | |
|------|--|
| 教育学部 | 元富山師範学校
及びその前身学校並びに附設教員養成所
元富山青年師範学校
元富山県立青年学校教員養成所
元富山県立実業補修学校教員養成所 |
| 経済学部 | 元文理学部経済学科
元高岡経済専門学校
元高岡高等商業学校 |
| 薬学部 | 元富山薬学専門学校
元富山県立薬学専門学校
及びその前身学校 |
| 工学部 | 元高岡工業専門学校 |

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部の次のように改正する
昭和 35 年 3 月 15 日

富山大学長 梅原真隆

第 50 条中教育学部学生定員を次のように改める
教育学部

- | | |
|---------|-------|
| 第一中等教育科 | 300 名 |
| 第一初等教育科 | 360 名 |

附則第 1 条に次の附則を加える

附 則

この学則（改正）は昭和 35 年 4 月 1 日から実施する

富山大学文理学部規程の一部改正

富山大学文理学部規程の一部を次のように改正する。
昭和 35 年 3 月 15 日

富山大学長 梅原真隆

附表の中文学科「哲学」専攻課程「関連科目」を次のように改める。

○選択科目	13 単位
次の科目のうちから選択する	
言語学概論	2 単位
史学概論	2 単位
国史学説	6 単位
東洋史概説	6 単位
西洋史概説	6 単位
国文学史	4 単位
中国文学史及び中国思想史	4 単位
英語学講義	2 単位
英米文学講義	2 単位
英語講読	2 単位
ドイツ語学講義	2 単位
ドイツ文学講義	2 単位
社会学原理	4 単位

社会学客論		4 単位	
計		13 単位	
附表の中文学科「史学」専攻課程を次のように改める。			
専攻科目	関連科目	自由選択科目 8 単位	
<ul style="list-style-type: none"> 。必修科目 42 単位 史学概論 2 単位 日本史学史 2 単位 西洋史学史 2 単位 国史概説 6 単位 東洋史概説 6 単位 西洋史概説 6 単位 国史特殊講義 4 単位 東洋史特殊講義 4 単位 西洋史特殊講義 4 単位 考古学及び民族学 2 単位 人文地理学 2 単位 美術史 2 単位 。選択科目 6 単位 次の科目のうちから 1 つを選択する。 国史学演習 6 単位 東洋史学演習 6 単位 西洋史学演習 6 単位 	<ul style="list-style-type: none"> 。選択科目 12 単位 次の科目のうちから選択する 哲学概説又は哲学史 4 単位 法制史 2 単位 思想史 2 単位 社会史 2 単位 経済史 2 単位 古文書学 2 単位 史料講読 2 単位 地理学（地誌を含む） 4 単位 社会学 2 単位 言語学概論 2 単位 史学実習 1 単位 	卒業論文 10 単位	
計 48 単位	計 12 単位		
合計		78 単位	
<p>附表文学科「国文学及び中国文学」専攻課程の関連科目の選択科目中「日本文化史」を「国史概説」に「西洋文化史」を「西洋史概説」に「東洋文化史」を「東洋史概説」に「日本特殊講義」を「国史特殊講義」に「日本史学演習」を「国史学演習」にそれぞれ改める。</p> <p>附表文学科英文学専攻課程及びドイツ文学専攻課程の関連科目の選択科目中「西洋文化史」を「西洋史概説」に改める。</p> <p>附表文学科「英文学」専攻課程の関連科目の選択科目中「フランス文学（但し将来開講の場合）」の但し書を削る。</p> <p>付表理学科「数学」専攻課程及び「物理学」専攻課程をそれぞれ次のように改める。</p>			
専攻科目	関連科目	自由選択科目	
<ul style="list-style-type: none"> 。必修科目 48 単位 数学概論 4 単位 数学概論演習 1 単位 代数学第一 4 単位 代数学第一演習 2 単位 幾何学 4 単位 	<ul style="list-style-type: none"> 。選択科目 4 単位 次の科目のうちから選択する但し専攻科目の選択科目のうちからも選択することができる 物理学概論 4 単位 一般力学 4 単位 	卒業論文 (随意) 10 単位	
計	計		
合計		78 単位	
専攻科目	関連科目	自由選択科目	
<ul style="list-style-type: none"> 。必修科目 40 単位 物理学概論 4 単位 一般力学 4 単位 連続体の力学 4(2) 単位 物理数学 3 単位 光学 2 単位 電磁気学 4 単位 量子論 2 単位 物理学演習 3 単位 物理実験学 2 単位 物理学実験 6 単位 特別理論考究又は特別実験のうちいずれか 1 科目 8 単位 。選択科目 8 単位 次の科目のうちから選択する但し関連科目の選択科目のうちからも選択することができる 論文講読 2 単位 	<ul style="list-style-type: none"> 。必修科目 2 単位 数学概論 2 単位 。選択科目 20 単位 次の科目のうちから選択する 解析学 6 単位 解析学演習 3 単位 函数方程式 4 単位 函数方程式演習 2 単位 物理化学 3 単位 化学概論 4 単位 生物学概論 4 単位 地物学概論 4 単位 地学概論 4 単位 	卒業理論考究又は卒業実験 (随意) 10 単位	
計	計		
合計		78 単位	

熱力学	2単位		
統計力学	2単位		
相対論	2単位		
固体論	2単位		
素粒子論	2単位		
原子核物理学	2単位		
X線及び電子廻折	2単位		
航空力学	2単位		
機器設計	2単位		
応用物理学	2単位		
電波物理学	2単位		
物理学特別講義			
計	48単位	計	22単位

合 計 78単位 (備考()内は最低必修単位数を示す)

附則の次に次の附則を加える

附 則

この規程(改正)は昭和35年3月15日から実施し昭和34年10月1日から適用する。但し適用日前から専門課程に在学中のものは従前の規程による。

富山大学薬学部規程の一部改正

富山大学薬学部規程の一部を次のように改正する

昭和35年3月15日

富山大学長 梅原真隆

第3条を次のように改める。

第3条 専門課程における学科目は講座科目及び講座外科目に分け、講座科目は必修とし、講座外科目は必修科目及び選択科目に分ける。

2 一般教育課程における学科目は必修科目、選択科目に分ける。

第13条を次のように改める。

第13条 在学期間を通じ、一般教育課程及び体育については63単位以上、専門課程については90単位以上を履修するものとする。

別表(1)を次のように改める。

- (1) 薬学講座の基礎医学4単位を削除する。
- (2) 講座外の特別講義3単位を次のように改める。

必修科目

生理・解剖学	3単位
病理学	2単位
放射化学・放射線保健学	2単位
数理統計学	1単位
薬業経済	2単位

選択科目

薬学図書解題	1単位
--------	-----

附則の次に次の附則を加える。

附 則

この規程(改正)は昭和35年4月1日から実施し、昭和35年度2年次学生から適用する。

富山大学教員の停年に関する規程の一部改正

富山大学教員の停年に関する規程の一部を次のように改正する。

昭和35年3月30日

富山大学長 梅原真隆

第2条中「学年末に」とあるを「学年の末日限り」と改める。

附則の次に次の附則を加える。

附 則

この規程は昭和35年3月30日から実施する。

富山大学物品管理事務取扱規程細則

富山大学物品管理事務取扱規程細則を評議会の議を経て次のとおり制定する。

昭和35年4月22日

富山大学長 梅原真隆

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 本学に所属する物品の管理に関する事務の取扱については、関係法令又は特別の定めのある場合を除くほか、この細則の定めるところによる。

2 物品中図書館資料の取扱いに関しては、この細則のほか、別に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この細則において「部局」とは、事務局、学生部、学部及び附属図書館をいう。

2 この細則において「部局長」とは、前項の各部局の長をいう。

(物品管理事務の総括)

第3条 本学に所属する物品の管理事務の総括は、事務局会計課長がつかさどる。

(物品管理の総合調整)

第4条 学長は、必要があると認めるときは、物品管理官及び分任物品管理官(以下「物品管理官」という。)に対し、その所属する物品について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は物品の管理については必要な処置を求めることができる。

(分類及び細分類)

第5条 本学に所属する物品の分類表及び細分類表は、それぞれ別表第1及び第2に定めるところによる。

(記号, 番号)

第6条 物品の記号は, 細分類表の記号欄に定めるところによる。

2 物品の番号は, 細分類表の種類別毎に一連番号とする。

3 管理換等による欠番は補充しないものとする。

(分類等の通知)

第7条 物品管理官等は分類, 細分類, 記号及び番号を別紙第1号様式の物品管理通知書により物品出納官(分任物品出納官, 代理物品出納官を含む。以下同じ。)又は物品供用官に通知しなければならない。

(分類換の承認)

第8条 物品管理官等は, 物品を分類換しようとするときは別紙第2号様式の物品分類換 伺 を事務局会計課長に提出して, 承認を受けなければならない。

(分類換の通知)

第9条 物品管理官等は, 物品の分類換をしたときは, 物品出納官又は物品供用官に別紙第3号様式の物品分類換通知書により通知しなければならない。

(記号, 番号の標示)

第10条 物品出納官又は物品供用官は第7条の通知を受けたときは, 当該物品に記号及び番号を標示しなければならない。

2 物品出納官又は物品供用官は, 前条の通知を受けたときは, 当該物品の標示を変更しなければならない。

第2章 物品の管理の機関

(物品の出納保管事務の委任)

第11条 物品管理官等は, その管理する物品の出納及び保管に関する事務を別表第3に定めるところにより委任し, 代理させ, 又は分掌させるものとする。

(物品の供用事務の委任)

第12条 物品管理官等は, その所属の職員に物品の供用に関する事務を委任する場合には, 物品供用区域に所属する主任教官若しくは課, 係の長又はこれらに準ずる者に行うものとする。

2 物品管理官等は, 前項の規定により, その事務を委任する場合には, 別紙第4号様式によるものとする。

(物品供用官の報告)

第13条 物品管理官等は, 前条の規定により供用に関する事務を委任したときは, 次の各号に掲げる事項を記載した書類を, 学長に提出しなければならない。

- 一 新旧物品供用官の官職氏名
- 二 発令年月日
- 三 供用区域
- 四 その他必要事項

2 前項の規定は, 供用区域を変更した場合に準用する。

第3章 物品の管理

第1節 通 則

(分任物品管理官に係る運用計画表の提出)

第14条 分任物品管理官は, 毎会計年度別紙第5号様式により運用計画表を物品管理官に提出しなければならない。

(管理換の協議)

第15条 物品管理官等は, その管理する物品について管理換をし, 又は他の物品管理官等が管理する物品の管理換を受けようとするときは, 別紙第6号様式の物品管理換協議書により, 部局長を経て, これを受けるべき物品管理官等又はこれをすべき物品管理官等に協議しなければならない。

(管理換の同意及び通知)

第16条 物品管理官等は, 前条の規定によりこれに同意したときは部局長を経て管理換を受けるべき物品管理官等に別紙第7号様式の物品管理換同意書並びに別紙第8号様式の管理換物品引渡通知書を送付しなければならない。

2 前条又は前項の場合において, 分任物品管理官が協議又は通知する場合は物品管理官を経由しなければならない。

(管理換の受領通知)

第17条 前条の規定により管理換を受けた物品管理官等は別紙第9号様式を受領書を管理換をした物品管理官等に送付しなければならない。

第2節 取得及び供用

(物品の請求)

第18条 物品供用官は, 物品を請求するときは, 別紙第1号様式の物品請求及び命令書により部局部を経て, 物品管理官等に請求しなければならない。この場合において, 修繕, 改造等を要するものについては, 摘要欄にその旨を表示しておくものとする。

2 前項の場合, 図面又は仕様書を必要とするものはこれを添付し, 特に説明を要するものは, 別紙として添付しなければならない。

(生産, 加工, その他の取得通知)

第19条 職員が, 実験実習加工及びその他の事由によつて取得する物品がある場合には, 次の各号に掲げる事項を明らかにした書類により, 所属する物品供用官を経て物品管理官等に通知しなければならない。

- 一 取得する物品の品目, 数量, 規格及び評価額
- 二 取得の時期及び場所
- 三 取得の原因
- 四 その他必要事項

(生産品の受入及び不用の決定)

第20条 分任物品管理官は, 前条の通知により取得しようとする物品で生産品に係るものうち直ちに不用の決定をするものについては, 別紙第10号様式の前条の生産品の受入及び不用の決定 伺 を事務局会計課長に提出して, その承認を受けなければならない。

(寄付物品の通知)

第 21 条 学長は、物品の寄付採納願を承認したときは、すみやかに別紙第 11 号様式の寄付物品通知書により物品管理官に通知するものとする。

(補修工事等から生ずる物品の引渡)

第 22 条 学長は、工事等から生ずる物品があるときは、すみやかに別紙第 12 号様式の物品引渡書により物品管理官等に引渡しをするものとする。

(工事の官給材料として支給する場合)

第 23 条 物品管理官等は、契約担当職員から工事材料の請求を受け、これに同意した場合には、第 7 号様式の物品管理換同意書に準じて契約担当職員に通知しなければならない。

2 契約担当職員は、支給を受けた物品を消費したときは直ちに、その旨を物品管理官等に通知しなければならない。

(返 納)

第 24 条 物品供用官は、供用中の物品で供用の必要がないもの、又は供用することができなものである場合には別紙第 13 号様式の物品返納報告書により物品管理官等に報告しなければならない。

(返 戻)

第 25 条 物品を使用する職員は、物品を使用する必要がなくなった場合は、すみやかに、その旨を物品供用官に通知しなければならない。

2 物品供用官は、前項の通知により物品を供用する必要がないと認めるときは、物品を使用する職員に対しその返戻を命じなければならない。

第 3 節 保 管

(保管状況の報告)

第 26 条 物品出納官は、毎会計年度末現在で保する物品の状況を別紙第 14 号様式の物品保管状況報告書により年度経過後すみやかに物品管理官等に提出しなければならない。

2 物品管理官等は、前項に規定する物品保管状況報告書を受領したときは、すみやかに、当該報告書の写 2 通を部長を経て学長に提出しなければならない。

(供用不適品等の処理)

第 27 条 物品出納官は、その保管中の物品（修繕若しくは改造を要するもの又は供用できないものとして返納された物品を除く）のうちに供用若しくは、処分をすることができないもの又は修繕若しくは改造を要するものがあると認めるときは、物品管理官等に報告しなければならない。

第 4 章 処 分

(不用の決定)

第 28 条 分任物品管理官は、物品を不用決定しようとするときは、別紙第 15 号様式の物品不用決定伺により事

務局会計課長に提出し、その承認を受けなければならない。

第 5 章 物品管理職員等の責任

(使用職員の責任)

第 29 条 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

2 物品を使用する職員は、その用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、すみやかにその旨を所属する物品供用官に報告しなければならない。

(亡失又は損傷の報告)

第 30 条 物品出納官又は物品供用官は、次の各号に掲げる事実があると認めるときは、すみやかにその実情を詳記した報告書を部長及び物品管理官等に提出しなければならない。

- 一 保管又は供用中の物品が亡失し、若しくは故意又は重大な過失により損傷したとき。
- 二 法令の規定に違反して物品の出納、保管若しくは供用したとき。
- 三 法令の規定に従って物品の出納、保管若しくは供用しなかつた事実があるとき。

2 部長及び物品管理官等は、前項の報告書を受領したときは、すみやかにその報告書を添付して学長に報告しなければならない。

第 6 章 雑 則

(帳 簿)

第 31 条 物品供用官は、物品を使用させる場合は、次の各号により必要事項を明らかにしなければならない。

- 一 耐久性のある物品を 1 人の職員に専ら使用させる場合には、別紙第 16 号様式の物品専用簿を備え、その使用する職員を明らかにすること。
- 二 耐久性のある物品を 2 人以上の職員に共同して使用させる場合には、別紙第 17 号様式の物品使用簿を備え、その使用する職員の主任者を明らかにすること。
- 三 耐久性のない物品（郵便切手類及び乗車券を除く）を使用させる場合には、別紙第 18 号様式の受払簿を備え、常時その受払を明らかにすること。
- 四 郵便切手類又は乗車券の物品を使用させる場合には、別紙第 19 号様式の郵便切手類受払簿又は別紙第 20 号様式の乗車券受払簿を備え、その受払を明らかにすること。

(交替の手続)

第 32 条 物品の出納官が交替したときは、前任の物品出納官は、別紙第 21 号様式の引継書を作成し、これを後任の物品出納官に引継ぐものとする。

ただし前任の物品出納官が引継の手続をすることができない事由があるときは、後任の物品出納官が引継書を作成し、これに記名して捺印しなければならない。

2 前項の規定は、物品供用官が交替した場合に準用する。
(実地検査)

第 33 条 物品管理官等は、毎年度 3 月 31 日(当日が日曜日にあたるときは、その前日)及び物品出納官又は物品供用官の交替のとき又は必要があると認めるときは、その都度当該物品出納官又は物品供用官に所属する物品について検査しなければならない。

2 前項の検査には、これを受ける物品出納官又は物品供用官が立ち合うものとし、当該物品出納官又は物品供用官が事故により、自ら検査に立ち合うことができないときは、その代理者又は物品管理官等が命じた職員が立ち合わなければならない。

3 物品管理官等は、第 1 項に規定する検査をしたときはすみやかに別紙第 22 号様式の検査書 2 通を部局長を経て学長に提出しなければならない。

附 則

1 この細則は、昭和 35 年 4 月 1 日から実施する。

2 富山大学物品会計規程細則(昭和 28 年 4 月 1 日)は、廃止する。

別表 第 1

分 類 表

分類 I	分類 II	説 明
文部本省	庁用品	下記の経費で取得する物品 (項) 文部本省 教育統計調査費 社会教育助成費 国立文教施設整備費
国立学校	庁用品	下記の経費で取得する物品その他国立学校の庁用に供する物品 (項) 国立学校

別表 第 2

細 分 類 表

細分類	説 明	記号	種 類 別
機 械	電気蒸気又は人力によつて作動し、その操作及び構造が比較的複雑なもので、かつ長期の使用に耐える物品をいう。	A B C D E F G H J K	動力機械類 電気機械類 工作加工機械類 土木建築用機械類 鉱業用機械類 農業用機械類 水産用機械類 繊維用機械類 印刷製本用機械類 サイクロトン等その他装置

		L M N P Q R S	理化学機械類 光学機械類 写真及び映写用機械類 医療用機械類 事務用機械類 車輛類 諸機械類
器 具	その性状を変え ることなく比較 的長期の使用に 耐える諸種の用 具類をいう。	い ろ は に は へ と ち り ぬ る を わ か よ た れ そ つ ね な ら む う る の お	理化用器具類 光学用器具類 度量衡及び計器類 繊維用器具類 運動用器具類 楽器類 医療用器具類 事務用器具類 机類 いす類 書庫及び戸棚類 箱類 衝立類 掲示用器具類 製図及び測量用器具類 印刷製本用器具類 照明用器具類 採暖用器具類 消火用器具類 農水産用器具類 工具類 衛生及び清掃用具類 炊事用具類 身体検査用計器類 厚生用器具類 運搬用器具類 諸器具類
図 書	学校図書館で使 用される図書類 をいう。	ア	図書
標 本	教育研究等の用 に供する動物、 鉱物、植物等の 標本及び各種標 型並びに出土品 をいう。	イ	標本
動 物	教育研究等の用 に供する動物を いう。	ウ	動物
美 術 工 芸 品	文化財以外のもの であつて、陳 列又は装飾用に 供する美術工芸 品をいう。	ク	美術工芸品

細分類	説明	記号	種類別
被服及び寝具	貸与又は供用する被服及び寝具等をいう。	ケ	被服及び寝具
原材料品	建物の工作物の移築、改築、取り壊し等により物品に編入する木材等又は管轄用の原材料をいう。	コ	原材料品
貴金属	教育研究等の用に供する貴金属をいう。	サ	貴金属
薬品	教育研究及び実験実習用に使用する薬品をいう	スセ	教育研究用薬品 庁用薬品
消耗品	比較的長期の使用に耐えないもの及びはき損しやすきものをいう	ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ ヌ ネ ノ ハ ヒ	用紙類 診療用紙類 封筒類 文房具類 感光材料類 印刷物類 切手回数券類 燃料類 油類 医療用品類 実験実習用品類 清掃用品類 雑用類
生産品	教育研究及び実験実習によつて生産された物品をいう。	フ	生産品

備考 この細分類表は、分類表の各分類の細分類とする
なお、細分類表の所属物品は別に定める。

別表 第 3

1. 物品出納官び代理物品出納官

部 局	物品出納官とする官職	代理物品出納官とする官職	委任する事務の範囲
事務局 学生部	用度係長	総務係長	事務局及び学生部に属する物品の出納及び保管に関する事務
文理学部 教育学部 経済学部 薬学部 工学部	会計係長	庶務係長	各学部属する物品の出納及び保管に関する事務

附属図書館	総務係長	閲覧係長	附属図書館に属する物品の出納及び保管に関する事務
2. 分任物品出納官			
部 局	分任物品出納官とする官職	分掌させる事務の範囲	
附属図書館	整理係長	附属図書館に属する図書の出納及び保管に関する事務	

別紙様式省略

富山大学附属図書館資料管理
事務取扱規程細則

富山大学附属図書館資料管理事務取扱規程細則を評議会の議を経て次のとおり制定する。

昭和 35 年 4 月 22 日

富山大学長 梅原真隆

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 本学に所属する図書館資料（以下「資料」という）の管理に関する事務の取扱については関係法令又は富山大学物品管理事務取扱規程細則（以下「物管細則」という）による外この細則の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この細則において資料とは学校における教育、研究のための文献及びレコード、スライド、フィルム等をいう。

2 事務用の備品図書は資料として取扱う。

(分類及記号)

第 3 条 資料の分類及び記号は物管細則の細分類表に定められた「図書」による。

第 2 章 管理の機関

(出納官、供用官)

第 4 条 分任物品管理官は資料の出納保管並びに供用に関する事務を別表の定めるところにより委任しなければならない。

2 分任物品管理官は前項により資料の管理に関する事務を委任したときは、物管細則第 13 条により学長に報告しなければならない。

第 3 章 資料の管理

(資料の区分)

第 5 条 資料は次の区分により管理するものとする。

- 一 備品として取扱うものは長期保存の価値のある一般図書、レコード、スライド、フィルム等をいう
- 二 消耗品として取扱うものは長期保存の価値のない新聞、雑誌、加除式法令しゅう覧の加除録の加きものを

いう

三 学術雑誌類は製本のうえ備品として取扱う
(管理換)

第6条 資料を管理換し又は管理換を受けようとするときは、関係法令に定める管理換手続による。

(資料の取得)

第7条 物品供用官は資料を請求するときは、別紙第(一)様式により分任物品管理官に請求しなければならない。

2 物品供用官は他部局の予算による資料を請求するときは当該部局長を経て提出された前項の請求書によらなければならない。

第8条 館長は資料の寄付採納願を承認したときは分任物品管理官に通知しなければならない。

(寄付、製本、振替による受入)

第9条 物品供用官は次の事由により資料を備品に受入れようとするときは、別紙第(二)様式により分任物品管理官に請求しなければならない。

この場合摘要欄に受入種別を明かにするものとする。

一 寄付を受けた資料のうち保存の価値のあるものを受入れるとき

二 製本により資料を受入れるとき

三 消耗品を備品に振替えるとき

(資料の組替)

第10条 物品供用官は受入済の資料を分冊又は合冊により組替しようとするときは別紙第(三)の様式により分任物品管理官に請求しなければならない。

(寄付受入等の報告)

第11条 分任物品管理官は第9条及び第10条の規定による資料の増減があつたときは物品管理官に報告しなければならない。

(供用)

第12条 資料の供用に関しては本学附属図書館閲覧規則の定めるところによる。

第4章 雑則

(帳簿)

第13条 資料の記帳は次の各号による。

一 管理簿、出納簿、供用簿は文会総第56号(昭和32年12月)の通達による諸帳簿とする。従来の図書原簿及び事務用カード目録を補助簿とする。

二 逐次刊行物、雑誌等は訓令(昭和32年5月)第33条第2項により別紙第(四)様式のカード簿とする。

三 前号以外の消耗品資料は訓令(昭和32年5月)に示された供用簿(丙)様式とする。

第14条 分任物品管理官は物管細則第33条の規定により資料を検査し報告しなければならない。

附則

- 1 この細則は昭和35年4月1日から実施する。
2 富山大学附属図書館資料取扱規程細則(昭和28年9月)

は廃止する。

別表

1. 分任物品出納官

Table with 2 columns: 分任物品出納官とする官職, 委任する事務の範囲

Table with 2 columns: 整理係長, 附属図書館に所属する資料の出納及び保管に関する事務

2. 物品供用官

Table with 3 columns: 供用場所, 物品供用官とする官職, 委任する事務の範囲

Table with 3 columns: 本館, 整理係長, 本館及び文理学部分室に所属する資料の供用に関する事務

Table with 3 columns: 薬学部分館, 分館長, 薬学部分館に所属する資料の供用に関する事務

Table with 3 columns: 工学部分館, 事務主任, 工学部分館に所属する資料の供用に関する事務

別紙様式 省略

富山大学協議会規程の一部改正

富山大学協議会規程の一部を評議会の議を経て次のように改正する。

昭和35年8月18日

富山大学長 梅原真隆

第2条を次のように改める。

(権限)

第2条 協議会は教育公務員特例法により協議会の権限に属せしめられた事項を審議する。

第3条を次のように改める。

(構成)

第3条 協議会は次に掲げる協議員で組織する。

一 評議員

二 附属図書館長

第5条第2項を次のように改める。

2 学長に事故あるとき又は学長自身のことを審議するときは、学長の指名する協議員がこれに代る。

第6条を次のように改める。

第6条 協議会は次の各号に掲げる場合に学長がこれを召集する。

一 学長が必要と認めたとき

二 協議員の3分の1以上から付議すべき事項を示して申出があつたとき

第7条を次のように改める。

第7条 協議会は構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は出席協議員の3分の2以上の同意を得なければ議決することができない。

第8条中「庶務課長」を「事務局長」に改める。

附則に次の附則を加える。

この規程(改正)は昭和35年8月18日から実施する。

.....
人 事 異 動
.....

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発 年 月 日	発 令 庁
岐阜大学 農学部 教授	高 橋 梯 藏	講師(富山大学教育学部)に併任する 任期は昭和35年2月29日までとする	34. 12. 1	富 山 大 学
	矢 野 武 夫	講師(富山大学文理学部)に採用する 任期は昭和35年3月31日までとする	34. 12. 13	”
	森 川 宗 一	講師(富山大学工学部)に採用する 任期は昭和35年3月10日までとする	35. 2. 1	”
教 工 学 授 部	村 中 利 吉	特別教職課程委員会委員を命ずる 任期は昭和37年3月1日までとする	35. 3. 2	”
教 文 理 学 授 部	島 崎 藤 一	特別教職課程委員会委員を命ずる 任期は昭和37年3月1日までとする	”	”
”	渡 辺 義 一	”	”	”
教 教 育 学 授 部	蟻 川 栄 作	”	”	”
”	和 田 徳 一	”	”	”
”	佐 々 木 龍 作	”	”	”
”	沢 泉 重 夫	”	”	”
助 教 育 学 授 部	林 三 雄	”	”	”
助 經 済 学 授 部	田 中 文 信	”	”	”
助 薬 学 授 部	三 ツ 野 問 治	”	”	”
研 究 補 佐 員 部	平 木 道 幸	助手(工学部)に配置換する	35. 3. 3	”
	山 口 清 一	事務員(工学部)に採用する	35. 3. 16	”
	木 谷 文 男	技術員(工学部)に採用する	”	”
教 附 属 小 学 校 員 部	新 村 作	辞職を承認する	35. 3. 31	”
事 務 理 補 佐 員 部	増 田 夏 樹	”	”	”
研 究 補 佐 員 部	西 野 敦 子	”	”	”
”	中 島 益 美	”	”	”
文 部 理 学 官 授 部	清 水 輝 次	富山大学評議員に併任する 任期は昭和36年5月31日までとする	35. 4. 1	文 部 省
文 施 設 技 課 官 長	山 田 啓 祐	文部教官(富山大学講師教育学部)に併任する 任期は昭和37年3月31日までとする	”	富 山 大 学
文 部 事 務 官 授 部	村 上 清 造	富山大学助教授(薬学部)に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	”	文 部 省
文 附 属 小 学 校 教 諭	小 西 信 三	富山大学教育学部附属小学校教頭に併任する	”	”
助 薬 学 手 部	大 浦 彦 吉	人事院規則11-4第3条第1項第1号の規定により 休職にする休職の期間は昭和36年3月31日までとする	35. 4. 1	富 山 大 学
事 務 員 部	田 村 淑 子	辞職を承認する	”	”
文 部 事 務 官 授 部	紺 野 定 三	富山大学事務組織規程の改正により 富山大学補導課長は富山大学学生課長となった	”	”
文 部 事 務 官 授 部	井 波 勝 二	富山大学補導課教務係長は富山大学学生課教務係 長となった	”	”
文 部 事 務 官 授 部	黒 田 信 吉	富山大学補導課補導係長は富山大学学生課学生係 長となった	”	”
文 部 事 務 官 授 部	大 畑 憲 治	富山大学補導課勤務は富山大学学生課勤務となつた	”	”

	御福 富美子	富山大学事務組織規程の改正により富山大学補導課勤務は富山大学学生課勤務となった		
	草島 幸雄	富山大学文理学部学務第一係長に配置換する		
文部事務官 厚生補導係長	野村 信生	富山大学教育学部厚生補導係長は富山大学教育学部学務係長となった		
文部事務官 教育補導係長	鏑木 隆二	富山大学経済学部厚生補導係長は富山大学経済学部学務係長となった		
文部事務官 経済補導係長	高倉 弘一	富山大学薬学部厚生補導係長は富山大学薬学部学務係長となった		
文部事務官 厚生補導係長	野村 善一	富山大学工学部厚生補導係長は富山大学工学部学務係長となった		
文部事務官 工厚生補導係長	藤森 清一	助教授に昇任させる		文 部 省
講 師	淡路 憲治	教職員（工学部）に採用する	35. 4. 1	富 山 大 学
	三田村 孝	経営短期大学部助手に採用する		富山大学経営短期大学部
	泰地 靖弘	教諭（附属小学校）に採用する		富 山 大 学
教 師	森田 弘	富山大学経営短期大学部助教授に転任させる		文 部 省
附 属 中 学 校	水井 謹作	昭和35年3月31日限り停年により退職した		
論 文 部	岡本 基			
	下斗米 晟			
	平岡 伴一			
事 務 補 佐 員	野上 泰男	事務員（経済学部）に配置換する		富 山 大 学
経 済 学 部	本田 陸子	名古屋大学に出向させる		
教 養 学 部	松本 勇	金沢大学に出向させる		
助 教 員	飯原 慶雄	講師に昇任させる		
助 教 員	風巻 恒司	助教授に昇任させる		文 部 省
講 師	中山 道子	事務補佐員（工学部）に採用する 任期は昭和35年9月30日までとする		富 山 大 学
	奥田 重男	事務補佐員（経済学部）に採用する		
	安藤 幸	講師（教育学部）に採用する		
	水野 昇平	教諭（附属中学校）に採用する		
	鈴木 恵子	研究補佐員（薬学部）に採用する		
	谷口 貞子			
	渡辺 倭文子			
	中田 轟和	事務補佐員（文理学部）に採用する		
	福田 実	医員（富山大学教育学部）に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする		
医 員	米村 長敏	医員（富山大学本部）に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする		
（富山大学薬学部）		任用を更新する 任期は昭和36年3月31日までとする		
		任用を更新する 任期は昭和36年3月31日までとする		
医 員	内田 重遠	任用を更新する 任期は昭和36年3月31日までとする		
（富山大学経済学部）				

	阿部清一	医員(富山大学教育学部)に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	富山大学	富山大学
医(富山大学)員(山理大学)部(学部)	酒井義昭	任用を更新する 任期は昭和36年3月31日までとする	富山大学	富山大学
医(富山大学)員(山理大学)部(学部)	小林金次	"	富山大学	富山大学
医(富山大学)員(山理大学)部(学部)	松田三知	"	富山大学	富山大学
医(富山大学)員(山理大学)部(学部)	福田博	"	富山大学	富山大学
医(富山大学)員(山理大学)部(学部)	草島孫三	"	富山大学	富山大学
	ヒューブラウン	"	富山大学	富山大学
用(富山大学)務(山理大学)員(学部)	御器谷竹夫	辞職を承認する	35. 4. 4	富山大学
	尾崎進	講師(富山大学文学部)に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	35. 4. 6	富山大学
	鮎谷喜兵衛	講師(富山大学教育学部)に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	"	富山大学
	太田正行	"	"	富山大学
	奈賀隆雄	"	"	富山大学
	西出靖夫	"	"	富山大学
	大沢多美子	"	"	富山大学
	小柳津三郎	"	"	富山大学
	岡崎卯一	講師(富山大学教育学部)に採用する 任期は昭和35年9月30日までとする	"	富山大学
	福田実	講師(富山大学教育学部)に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	"	富山大学
	嶋田重春	"	"	富山大学
	矢後正之	"	"	富山大学
	石黒光祐	"	"	富山大学
富山大学(山理大学)学部	藤井昭二	"	"	富山大学
	参納純三	"	35. 4. 8	富山大学
	長谷田祐作	"	"	富山大学
金沢大学(助教授)部(山理大学)部(学部)	岡田一男	講師(富山大学教育学部)に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	35. 4. 10	富山大学
金沢大学(助教授)部(山理大学)部(学部)	鈴木寛	"	"	富山大学
助(富山大学)教(山理大学)授(学部)	児島毅	アメリカ合衆国へ出張を命ずる 期間は昭和35年4月10日より昭和36年4月9日までとする	"	富山大学
	田上修	医員(富山大学教育学部)に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	35. 4. 11	富山大学
	米村長敏	講師(富山大学薬学部)に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	35. 4. 12	富山大学
	武田正孝	"	"	富山大学
	田辺普	"	"	富山大学
	塩岡貞次郎	"	"	富山大学
	渡会春雄	"	"	富山大学
	日南田義治	"	"	富山大学

	原 富 慶 太 郎	講師（富山大学教育学部）に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	35. 4. 13	富 山 大 学
	田 中 道 夫	講師（富山大学文理学部）に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	"	"
	増 山 乘 真	"	"	"
	松 倉 博 一	"	"	"
	菊 地 靖 雄	"	"	"
	野 村 芳 郎	"	"	"
	沢 井 宗 隆	"	"	"
	中 性 哲	"	"	"
	大 田 栄 太 郎	講師（富山大学文理学部）に採用する 任期は昭和35年9月30日までとする	"	"
	楠 顕 秀	講師（富山大学文理学部）に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	"	"
金沢大学助教授 理 学 部	木 戸 睦 彦	講師（富山大学文理学部）に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	"	"
金沢大学 講 師 部 理 学 部	都 島 文 行	"	"	"
金沢大学助教授 教 育 学 部	岩 井 隆 盛	講師（富山大学文理学部）に併任する 任期は昭和35年9月30日までとする	"	"
文部教官 教授部 教 育 学 部	入 沢 寿 夫	富山大学教授（文理学部）に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	"	文 部 省
文部教官 教授部 経 済 学 部	植 村 元 覚	"	"	"
文部教官助教授 富山大学短期大学部	水 井 謹 作	講師（富山大学文理学部）に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	"	富 山 大 学
文部教官 講師部 経 済 学 部	海 道 勝 稔	富山大学講師（文理学部）に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	"	"
文部教官 講師部 教 育 学 部	泉 敏 郎	"	"	"
"	有 沢 一 男	富山大学講師（文理学部）に併任する 任期は昭和35年9月30日までとする	"	"
"	安 藤 幸	"	"	"
文部教官助教授 経 済 学 部	池 田 直 視	富山大学助教授（文理学部）に併任する 任期は昭和35年9月30日までとする	"	文 部 省
文部教官助教授 教 育 学 部	白 井 芳 朗	"	"	"
"	松 為 周 従	"	"	"
"	田 中 久 雄	"	"	"
文部教官 教授部 教 育 学 部	佐 々 亮	富山大学教授（文理学部）に併任する 任期は昭和35年9月30日までとする	"	"
"	林 勝 次	"	"	"
文部教官 教授部 経 済 学 部	三 国 一 義	"	"	"
	宇 津 一 郎	講師（富山大学工学部）に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	35. 4. 16	"
	近 藤 正 男	"	"	"
	尾 崎 進	講師（富山大学工学部）に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	"	"
	塩 谷 周 三	講師（富山大学工学部）に採用する 任期は昭和35年10月10日までとする	"	"
	五十嵐清平	臨時用務員（富山大学経営 短期大学部）に採用する	35. 4. 21	富山大学経営 短期大学部
助 教 授 部 文 理 学 部	岡 崎 初 雄	教授に昇任させる	35. 4. 25	文 部 省
用 務 員 部 工 学 部	森 田 は る	辞職を承認する	35. 4. 30	富 山 大 学
技 能 員 部 工 学 部	田 中 千 代	"	"	"

事 務 員 部	経 済 学 部	林 友 太 郎	富 山 大 学
文 部 官 部	教 育 学 部	長 沢 幸 次 郎	富 山 大 学
技 術 員 部	能 学 部	藤 田 友 治 郎	富 山 大 学
用 工 事 務 員 部	学 務 学 部	布 橋 与 作	富 山 大 学
文 部 官 部	東 北 大 学 事 務 局 長	田 中 喜 彦	富 山 大 学 事 務 局 長 に 配 置 換 す る
文 部 官 部	富 山 大 学 事 務 局 長	吉 田 勇	静 岡 大 学 事 務 局 長 に 配 置 換 す る
		増 岡 愛 子	技 能 員 (工 学 部 炊 婦) に 採 用 す る
		島 田 和 子	事 務 補 佐 員 (工 学 部) に 採 用 す る 任 期 は 昭 和 35 年 12 月 31 日 ま で と す る
事 務 員 部	文 理 学 部	高 戸 耕 作	文 部 事 務 官 に 任 官 さ せ る
		四 十 万 栄 次 郎	文 部 事 務 官 に 任 官 さ せ る
文 部 官 部	学 生 課 教 務 係 長	井 波 勝 二	工 学 部 庶 務 係 長 に 配 置 換 す る
文 部 官 部	会 計 課 用 度 係 長	島 田 利 雄	工 学 部 会 計 係 長 に 配 置 換 す る
文 部 官 部	会 計 課 事 務 係 長	藤 田 信 二	庶 務 課 能 率 係 長 に 昇 任 さ せ る
		早 崎 寛 威	会 計 課 管 財 係 長 に 昇 任 さ せ る
文 部 官 部	技 術 課 官 課	沖 健 松	施 設 課 管 籍 係 長 に 昇 任 さ せ る
文 部 官 部	理 学 部 事 務 官 部	若 林 峰 次	文 理 学 部 学 務 第 二 係 長 に 昇 任 さ せ る
文 部 官 部	庶 務 課 官 課	土 井 盛 治	経 済 学 部 庶 務 係 長 に 昇 任 さ せ る
文 部 官 部	附 属 図 書 館 官 課	平 岩 広 一	附 属 図 書 館 総 務 係 長 に 昇 任 さ せ る
技 術 員 部	経 済 能 学 部	高 見 麗 子	庶 務 課 に 配 置 換 す る
文 部 官 部	施 設 事 務 官 課	奥 田 真 一	会 計 課 に 配 置 換 す る
文 部 官 部	教 育 学 部 事 務 官 部	高 松 正 雄	文 部 事 務 官 に 任 官 さ せ る
文 部 官 部	会 計 課 事 務 官 課	高 杉 正 範	施 設 課 に 配 置 換 す る
事 務 員 部	会 計 課 能 率 係 長	片 山 源 二	経 済 学 部 に 配 置 換 す る
技 術 員 部	庶 務 課 能 率 係 長	奥 田 雅 子	庶 務 課 能 率 係 長 に 配 置 換 す る
事 務 員 部	教 育 学 部 事 務 員	島 田 政 信	事 務 員 (教 育 学 部) に 配 置 換 す る (定 員 内)
文 部 官 部	庶 務 課 補 佐 官 課	森 田 弘	庶 務 課 人 事 係 長 の 併 任 を 解 除 す る
文 部 官 部	施 設 課 補 佐 官 課	瀬 川 義 広	施 設 課 企 画 係 長 の 併 任 を 解 除 す る
文 部 官 部	工 学 部 補 佐 官 部	鎌 仲 百 之 介	工 学 部 庶 務 係 長 の 併 任 を 解 除 す る
文 部 官 部	教 育 学 部 事 務 係 長	谷 岡 静 雄	庶 務 課 人 事 係 長 に 配 置 換 す る
文 部 官 部	工 学 部 事 務 係 長	中 島 国 衛	会 計 課 用 度 係 長 に 配 置 換 す る
文 部 官 部	施 設 課 官 課	前 島 健 治	施 設 課 企 画 係 長 に 配 置 換 す る
文 部 官 部	会 計 課 事 務 係 長	野 村 善 一	学 生 課 教 務 係 長 に 配 置 換 す る

文部事務官	部務係長	若林良吉	教育学部庶務係長に配置換する	〃	〃
文部事務官	部務係長	酒井弘	教育学部会計係長に配置換する	〃	〃
文部事務官	部務係長	吉田徳正	経済学部会計係長に配置換する	〃	〃
文部事務官	部務係長	数見宇佐男	経済学部学務係長に配置換する	〃	〃
文部事務官	部務係長	民谷順治	薬学部会計係長に配置換する	〃	〃
文部事務官	部務係長	高倉弘一	薬学部学務係長に配置換する	〃	〃
用教務員	育学部員	高井清	用務員（教育学部）に配置換す（定員内）	〃	〃
用教務員	育学部員	野田好一	用務員（教育学部）に配置換する	〃	〃
技工炊	技能学	中村フサ	技能員（工学部）に配置換する（定員内）	〃	〃
事務補佐員	育学部員	野尻津喜夫	事務員（教育学部）に配置換する	〃	〃
事務補佐員	育学部員	清水光忠	事務見習（附属中学校）に配置換する	〃	〃
文部事務官	部務係長	山下寿和	附属図書館に配置換する	〃	〃
東京大学助教授	工学部	鶴藤丞	講師（富山大学薬学部）に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	〃	〃
文部工学	工学部	室町繁雄	講師（金沢大学工学部）に併任する	〃	金沢大学
〃	〃	森棟隆広	〃	〃	〃
教文理	理学部	清水輝次	認定講習委員会委員を命ずる 任期は昭和37年4月30日までとする	〃	富山大学
〃	〃	田中専一郎	〃	〃	〃
教教育学	理学部	佐々亮	認定講習委員会委員を命ずる 任期は昭和37年4月30日までとする	〃	〃
〃	〃	山本健磨	〃	〃	〃
教工学	理学部	井上浩	〃	〃	〃
〃	〃	室町繁雄	〃	〃	〃
助工	工学部	広岡脩二	昭和35年度文部省内地研究員を命ずる 但し昭和35年10月31日まで名古屋大学において有機化学を研究するものとする	35. 5. 2	〃
助薬	工学部	上田道広	昭和35年度文部省内地研究員を命ずる 但し昭和36年2月28日まで京都大学において薬剤学薬品分析学を研究するものとする	〃	〃
		広田弘雄	講師（富山大学経済学部）に採用する 任期は昭和35年9月30日までとする	35. 5. 7	〃
		寒河江鴻一	研究補佐員（薬学部）に採用する 任期は昭和35年10月31日までとする	35. 5. 10	〃
		水野間哲	事務補佐員（教育学部）に採用する	〃	〃
		手塚作治	用務員（工学部作業員）に採用する	35. 5. 11	〃
		金場末男	用務員（工学部）に採用する	〃	〃
教教育学	理学部	山本健磨	昭和35年度富山大学科学教育研究室指導員を命ずる	35. 5. 16	〃
〃	〃	蜷川栄作	〃	〃	〃
助教	教育学部	福島栄七	〃	〃	〃

教 工 助 工	学 教 学	授 部	森 棟 隆 弘	”	”	”
教 工 助 工	学 教 学	授 部	四 谷 平 治	”	”	”
教 文 助 文	理 学 教 学	授 部	植 木 忠 夫	昭和35年度富山大学科学研究室指導員を命ずる	”	”
教 文 助 文	理 学 教 学	授 部	小 松 寿 美 雄	”	”	”
”	”	”	小 林 貞 作	”	”	”
”	”	”	御 福 隆	事務補佐員（教育学部）に採用する	35. 5. 18	”
教 工	学	授 部	長 元 亀 久 男	富山大学建築委員会委員を免ずる	35. 5. 25	”
”	”	”	村 中 利 吉	富山大学建築委員会委員を命ずる 任期は昭和36年9月30日までとする	”	”
技 附 属	能 図 書 館	員 館 手 部	高 尾 貢	辞職を承認する	35. 5. 31	”
助 経	济 学	部 員 課	武 暢 夫	講師に昇任させる	35. 6. 1	”
技 能 補 佐	庶 務	員 課	水 野 美 須 子	技能員（附属図書館タイピスト）に配置換する	”	”
助 愛 知	学 芸 大	学 授	西 山 勤 二	富山大学教授に昇任させる	”	文 部 省
東 北 大	学 授	”	齐 藤 恒 三	講師（富山大学工学部）に併任する 任期は昭和35年10月10日までとする	”	富 山 大 学
東 京 大	学 授	部	相 山 正 孝	”	”	”
金 沢 大	学 助 授	部	三 浦 元 俊	講師（富山大学経済学部）に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	”	”
法 文 部	学 教 官	授 部	風 巻 恒 司	講師（富山大学経営短期大学部）に併任する 任期は昭和36年3月31日までとする	”	富山大学経営短期大学部
文 助 工	部 教 学	授 部	滝 沢 弘	講師（富山大学文理学部）に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	35. 6. 10	富 山 大 学
”	”	”	河 崎 美 智 子	技能補佐員（庶務課）に採用する	35. 6. 13	”
教 教 育	学	授 部	白 川 今 朝 晴	辞職を承認する	35. 6. 16	文 部 部
横 浜 国 立 大	学 授	部	葉 山 益 次 郎	講師（富山大学工学部）に併任する 任期は昭和35年10月10日までとする	”	富 山 大 学
東 京 工 業 大	学 授	部	川 下 研 介	”	”	”
京 都 大	学 授	部	西 原 清 廉	”	”	”
京 都 大	学 助 授	部	木 原 正 雄	講師（富山大学経済学部）に併任する 任期は昭和35年9月30日までとする	”	”
金 沢 大	学 授	部	村 井 弘	事務員（会計課）に採用する	35. 6. 24	”
”	”	”	村 井 藤 十 郎	講師（富山大学経済学部）に採用する 任期は昭和35年9月30日までとする	35. 7. 1	”
”	”	”	栗 林 定 次 郎	講師（富山大学経済学部）に採用する 任期は昭和36年3月31日までとする	”	”
”	”	”	今 井 尚 信	講師（富山大学教育学部）に採用する 任期は昭和35年9月30日までとする	”	”
”	”	”	川 合 一 郎	講師（富山大学経済学部）に採用する 任期は昭和35年9月30日までとする	”	”
一 橋 大	学 授	部	石 井 頼 三	講師（富山大学経営短期大学部）に併任する 任期は昭和35年9月30日までとする	”	”
”	”	”	森 淳 美	事務補佐員（附属図書館）に採用する	”	”
文 教 部	教 官	授 部	林 勝 次	講師（金沢大学教育学部）に併任する 任期は昭和35年12月1日までとする	”	金 沢 大 学
教 育	学	授 部	鈴 木 俊	講師（富山大学文理学部）に採用する 任期は昭和35年9月30日までとする	35. 7. 3	富 山 大 学
”	”	”	相 良 守 峯	”	”	”
信 州 大	学 授	部	植 木 修 治	講師（富山大学教育学部）に併任する 任期は昭和35年9月30日までとする	35. 7. 5	”

大阪大学教授	今堀宏三	講師(富山大学文理学部)に併任する 任期は昭和35年9月30日までとする	35. 7. 10	富山大学
分業	三橋監物	薬学部長事務以理を免ずる	35. 7. 15	文部省
教授	志甫伝逸	薬学部長事務代理を命ずる	"	"
	中井学	助手(教育学部)に採用する	35. 7. 16	富山大学
	小寺廉吉	講師(富山大学教育学部)に採用する 任期は昭和35年9月30日までとする	35. 7. 20	"
助文	平田一郎	一般教育委員会委員を命ずる 任期は昭和36年7月31日までとする	35. 8. 1	"
理	長砂実	経営短期大学部助手に採用する	"	富山大学経営短期大学部
学	小田貞夫	講師(富山大学工学部)に併任する 任期は昭和35年10月10日までとする	"	富山大学
授	岡崎初雄	西ドイツ連邦共和国へ出張を命ずる 期間は昭和35年8月11日より昭和35年11月10日までとする	35. 8. 10	"
部	島崎藤一	富山大学補導協議会委員を命ずる 任期は昭和36年7月31日までとする	35. 8. 11	"
	岡崎初雄	富山大学補導協議会委員を免ずる	"	"
	松井佳一	講師(富山大学文理学部)に採用する 任期は昭和35年12月31日までとする	35. 8. 23	"
	上野英雄	助手(文理学部)に採用する	35. 8. 25	"
助文	鈴木米三	スウェーデン国へ出張を命ずる 期間は昭和35年8月27日より昭和36年6月26日までとする	35. 8. 26	"
理	寒河江鴻一	辞職を承認する	35. 8. 31	"
学	三田村孝	東京大学に出向させる	35. 9. 1	"
手	新井甲一	教職員(工学部)に採用する	"	"
部	徳永惇	講師(富山大学工学部)に採用する 任期は昭和35年10月10日までとする	"	"
研	家納トミ子	炊婦(教育学部附属小学校)に採用する 任期は昭和35年12月19日までとする	"	"
究	神戸寿々代	"	"	"
補				
佐				
員				
部				
務				
員				
部				

学内総合情報

第八回卒業式

第8回卒業式ならびに第10回修業式は恒例により春分の日である4月20日黒田講堂で挙行された。この日時に陽光を仰いたが南西風が強かった。併し卒業、修了の諸君のかど出にはまづまづの日和であつた。そのため出足を助けてか父兄の参列は予想を上まわり設けの席の不足を嘆かせた。この日学園を巣立つ者合せて532名で、卒業者は文理学部文科47、理科27、教育学部128、経済学部133、薬学部72、工学部106の計513人修了者は教育学部第2初等教育科13、経済学専攻科4、工学専攻科1、薬学専攻科1の計19人である。

午前10時開式へき頭梅原学長から卒業、修了の両証書が各学部代表者に授与された後学長の次の告辞が行われた。

このあと文相、知事、県会議長(以上代)市長、後援会

長(代)の祝辞が次々と述べられたに対し経済学部の遠坂英明君が答辞を述べ終つて黒坂富治助教授の指揮による大学バンドの「螢の光」演奏裡に式を閉じた。

この告辞は原稿なくして述べられたため筆者がたまたま聴取メモしたものをつなぎ合わせたものである。従つて文責は挙げて筆者にある。

学長の告辞

春分の日であり、彼岸の中口であるきょう、各界の代表、父兄の各位ご列席のもとに卒業ならびに修業の式を挙行出来ることは有がたいことであり、感謝に耐えないところである。こゝに大学の教科を終え、よき業績を遺して卒業の栄冠を得られた学生諸君に心からお祝するとともに、この学生諸君を直接に間接に育成された教官、父母、更には学内外の各位に対して深甚なる謝意を表するものである。

諸君を送るにあたり、諸君がこれから社会人として身を勉めるに必要な自己反省のよすがとなるべき四つのもを

選んで諸君への餞としたい。その四とは、

1. 自己を高めているかどうか。
2. 社会に役立つしているかどうか。
3. 一步前進しているかどうか。
4. 真心がこもっているかどうか。

である。諸君はこれからの生涯においてこの四つのことを自己反省しつつ生抜いてもらいたい。

学校に卒業があるが、人生に卒業はない。従つて広い意味の教育は一生続くものであることを自覚し、広義の進学を人生一貫の目的として在学時代と変らぬ勉強をして貰いたい。そして自らを本当に生かす努力をして貰いたい。

人生教室においては、特に定まつた教官というものがない。強いて言えばあらゆるものが教官である。その教官の中核体となるべきものはほかならぬ自己自身である。自己ほど己を知り、己に関心を持ち、己に愛をもつものはないからである。自己が自己の教官の中核体であるということはまた、厳正な自己反省が諸君を立派な社会人に育て上げる最も大切な要因であることを意味する。このことをしつかり胸に入れて、これからの人生教室たる社会えはいつてもらいたい。社会という人生教室で進学するための自己テストの四つのケースの

第一は「自らを高めているかどうか」である。なにはさておき諸君は人間として高いレベルへの自己完成を心がけねばならない。それには崇高な世界につながる理想をかかげて、これに向つて絶えざる努力をなすべきである。いやしくも安易、低俗に墮して、悪魔の世界につながつてはならない。這般の戦争の結果、青年は理想を失つている。そして混乱低迷している。今こそ高い理想をかかげて、これに向つて一步一步昇つて行かねばならない。

第二に「社会に役立つしているかどうか」である。そもそも人間は一人で生きて行けるものでない。必ず何かとマッチして、その助けによつて生きて行けるのである。まづ私たちの人生伴侶は妻である。夫である。結婚は妻のものであり、夫のものである。夫婦は互にベターハーフである。ベターハーフは夫婦だけでない。親子も、兄弟も、友人も、師弟も、更に進んで社会のあらゆるものが人生の伴侶であり、ベターハーフである。従つて己の利害のみにとらわれ

て独往してはならない。また出来るものでもない。自己を生かすためには、何うしても自己のベターハーフを生かさねばならない。即ち妻の、夫の、親のそして友人の祈りを生かし、進んでは社会の祈りを生かさねばならない。社会は諸君の奉仕をとおして進展し、栄えて行く。

三つには「一步前進しているかどうか」である。世界の歴史は前進の歴史である。歴史を前進せしめる推進力となり、原動力となるものは洋々たる前途をもち、健やかにのび行く青年であらねばならない。そのうちでも大学教育を卒えた諸君であらねばならない。諸君は若々しい誇りをもつて、特権をもつて、厳肅に、力強く一步一步を運んで歴史前進の推進力たる使命を果してもらいたい。

四つには「真実がこもっているかどうか」の反省である。それには真実とはなにかまこととはなにか、まづこれを認識し、把握してかかることである。そしてこれを生涯を貫く主軸としなければならない。日常の挙措言動の一つ一つにまことがこもっているか真実になつていくかどうかを顧なければならぬ。そして社会で「この人を見よ」と指さされ、仰がれるよう心がけてもらいたい。嘘、ごまかしを排除して、真実と思うところに毅然として邁進してもらいたい。真実のためにはいい加減な妥協をしてはならない。真実の一路を歩むに欠くことの出来ない要諦は「人を欺かないこと」「自分を欺かないこと」「聖なるものを欺かないこと」である。

諸君が社会という人生教室で身を処するにあたり、この四つのケースについて厳肅に自己をテストしながら生き抜くことを希つてやまない。

昭和35年度入学試験

本年度入学試験は3月22(火)23(水)の両日実施された。試験場として施設の欠ける経済学部と薬学部が最寄公立学校を借用したことは今までどおりだが、ことしは経済学部が過去2年借りた工業高校をやめて、施設の完備を見た商業高校を用いたことが変つている。この両日も多少曇つたり風が吹いたりしたがまづまづ受験者にとつてはよき日和であつた。志願、受験、入学の状況を表示すると次のとおりとなる。

学 部	学 科	志願者数	受験者数	合格者数	入学取消者数	補欠入学者数	入学者数	備 考
文理学部	文 学 科	224	154	51	7	—	44	40
	理 学 科	254	182	60	8	7	59	60
教育学部	第一中等教育科	210	152	54	4	—	50	75
	第一初等教育科	233	170	46	2	—	44	90
経済学部	経 済 学 科	1,026	728	162	28	—	134	160
薬 学 部	薬 学 科	617	403	80	10	10	80 (2)	80

学 部	学 科	志願者数	受験者数	合格者数	入学取消者数	補欠入学者数	入学者数	備 考
工 学 部	電 気 工 学 科	241	162	40	5	5	40	40
	工 業 化 学 科	231	167	40	7	7	40	40
	金 属 工 学 科	204	163	40	2	2	40	40
	機 械 工 学 科	328	241	50	6	6	50	50
合 計		3,568	2,522	623	79	37	581 (2)	675

S 35. 4.

() 内は沖縄留学学生である。又備考の数は定員である。

この表を見ると志願者数と受験者数の差即ち受験しなかつたものは1,046名で昨年の927名を119名も上まわっている。また入学者数が入学定員数から94名も下まわっているが、そのうち71名は教育学部26名は経済学部である。なお、文理学部は定員100名に対し103名入学した。

昭和35年度 入 学 式

本年度の入学式は4月10日(日)黒田講堂で挙行された。黒田講堂が出来てここで式を挙げることは3回目であるが3回とも天候に恵まれている。きょうも南西の風強くあとから曇つて来たが午前中は春光を仰ぐ好天であつた。講堂玄関前の桜樹は陽春の訪れが早くやや盛りを過ぎたが、らんまんの花は新入の学生を迎えるにはまたとないアクセサリであつた。

卒業式でもそうであつたが、出席の両親、兄姉は回を追うて増え、ことしも200名を突破し予定の席の不足を来たす盛況であつた。

10時開式とともに梅原学長から次に掲げた式辞があり、これに対し魚津高校出身の文理学部理学科の金坂績君が答辞を述べて式を終り、引き続き大島学生部長からものやかな態度と調子で大学の概要説明、学生生活のあり方について諄々とした訓話があつた。最後に先輩諸兄姉の音楽演奏による歓迎があつて散会した。

学 長 告 辞

本日623名の新しい諸君を迎えてここに第12回の入学式を挙行することは本学の大きなよこびである。

諸君は画期的に修正せられた新しい教育制度をとおして組織的に学修をつみかさね、今や最高の学府へ進んで来た優秀な青年学徒である。本学は尊敬と愛をもつて諸君を歓迎迎えているのであります。

本学は大学令の示すとおり、高級な学芸的教養と適格な専門的知識を養うて、諸君の知性と徳性をみがき、縦横にこの能力を展開して世代をひらき人生を高める有為の人物を育成するために全力をつくしております。諸君は富山大学の名誉にかけて、典型的な大学生として精励せられるこ

とを心から希望いたします。

諸君はまず現に最高の学生としての地位を与えられてあることを感謝し自重していただきたい。この慌しい世とときびしい生存の渦巻のただなかに、何等の煩いもなく、心しずかに真理を求め自己を愛し、教養と研究にいそむことのできる最高学府に学ぶことは、ありがたいめぐみであります。この学生生活は一生のうち再びめぐつてこないであります。諸君は誠実に且つ高度にこの学生生活を活かすべきである。現在の生活を活かすか否かによつて諸君の前途は決定されるのである。諸君はいま厳肅な人生の分岐点に立つていることを確認して一歩一歩前進していただきたい。

大学生活のかなめは傍目ふらずに、規定された課程を学習することである。これが本格的な学生生活の風格である。人間の一生におけるいとなみは多事多端である。殊に若い力のあふれている諸君には外部からいろいろの刺戟が与えられ、内心にもさまざまな衝動がわいてくることであろうが、これら内外のいきさつに惑うことなく、よろめくことなく毅然として純真な学生生活に徹せられるべきであります。

人生の発展と開発の主休は人間そのものである。啓けいく世代はすぐれた知性とけだかい徳性のかおる人間の現われることを待望している。この待望された人間はどこから現われるのであろうか。それは外部をさがそうよりも諸君自身のうちに見出すべきである。諸君のうちにはおどろくべきすぐれた可能性がめぐまれてある。どうぞ諸君は自分自身をたいせつに愛して力いっぱい勉強してください。そして世代の待望している人間、自己の理想とする人間はここにある。この人をみよと自認して大学生生活の第一歩をふみ出されることを希望して、学長の歓迎のことばをいたします。

会計検査院の検査

会計検査院の検査は5月26, 27, 28日の三日間片淵泰、田所勉、小林三男の各調査官、加藤芳男主任の4氏によつて行われた。33年6月末から7月初めにかけ行われた前の検査から2年も経たない。

最終日に行われた片淵主査の講評にもあつたとおり今回

の検査は歳入、歳出関係と国有財産に主眼が置かれた。そして講評に「大きな問題はなく検査の場合何処でも何時でも指摘されるような問題ばかりであつた」とあつたのは幸いである。この講評には総論的講評がなく、各論的講評で終始したのもそれがためであろう。

今回の検査の著しい特色と見られることは受検者がもつとも必配し、準備に割切れぬぼう漠とした苦勞をする物品管理の問題には触れないで、土地、建物、工作物といった固定国有財産に重点が置かれたことである。即ち土地境界の問題、借入土地の処置、建物の保存登記さては貸室の問題などである。戦後この方面は地方財務局の検査対象となつていたようだが、会計検査院の検査の対象として大きくとり上げたことは遠い過去は知らず近年にはなかつたようである。

科学研究費交付金等の採択

科学研究費交付金等については2月初めから中葉にかけて申請手続をとつたが5月下旬に入つて採択決定の通知が次々と到達した。その内訳は次のとおりである。

1. 科学研究費交付金（各個研究）

52人56件の申請に対し13人、13件112万円の採択決定を見た。それは次のとおり

（文理学部）

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 松 沢 芳 郎 講 師 | 10 万円 |
| “H. V. Kleist の劇理論の確立” | |
| 梅 原 隆 章 助 教 授 | 3 万円 |
| “漢方薬の史的文献的研究と近代的理論化体系化の方法論の設定” | |

（経済学部）

- | | |
|------------------------------------|------|
| 吉 原 節 天 助 手 | 3 万円 |
| “富山湾および北陸地方における漁業権侵害およびその補償に関する研究” | |
| 菅 原 修 助 教 授 | 8 万円 |
| “間接税の経済的作用” | |
| 田 中 文 信 助 教 授 | 8 万円 |
| “工業立地要因としての運輸機能および任務に関する実証的研究” | |

（薬学部）

- | | |
|--|------|
| 長 谷 純 一 教 授 | 5 万円 |
| “化学療法剤に関する研究” | |
| 木 村 正 康 助 教 授 | 5 万円 |
| “アセチルコリンレセプターにおける有機燐化合物、理論化体系化の方法論の設定” | |

（工学部）

- | | |
|--|-------|
| 浅 岡 忠 知 教 授 | 12 万円 |
| “多価アルロール（特にソルビント、マンニツト等）と重合硫酸塩との反応の研究” | |

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 三 上 房 男 助 教 授 | 5 万円 |
| “吸い込みおよび吹き出しの分布を持つ物体のまわりの流れ” | |
| 長 元 亀 久 男 教 授 | 23 万円 |
| “移動荷重により梁の応力変化の過程” | |
| 森 棟 隆 弘 教 授 | 20 万円 |
| “反射炉製鉄に関する研究” | |
| 池 田 正 夫 助 教 授 | 5 万円 |
| “還元蒸溜におけるマグネシウムの凝縮機構に関する研究” | |
| 塚 島 寛 助 教 授 | 5 万円 |
| “魚津埋没林における石炭化行程に関する研究、石炭化の初期現象について” | |

2. 科学研究費交付金（機関研究）

（薬学部）

研究担当者 教授中沖太七郎、協力者7名、375万円
“牛黄の生薬化学的及び薬理学的研究”

3. 科学試験研究費補助金

申請2件中次の1件が採択された。

（工学部）

研究代表者 教授 室町繁雄 51万円
“連続鑄造による素管の溶製”

4. 輸入機械購入費補助金

申請した2件とも不採択となつた。

吉田事務局長の転出

吉田事務局長は5月1日付で静岡大学事務局長に栄転された。同局長については過去にも噂されたことがあつたが、この転出は意外の感がないでもなかつた。というのは懸案の文理、薬の両学部の五福地区集中が同氏の手がけた仕事として昨年来進行を見せつつあつたからである。またそれだけに一層この転出が惜まれる。氏は静岡県富士宮の産、ことし50の若さである。昭和7年早稲田高師の国漢科の出身である。初めは郷里の農学校や女学校の教師を勤めたり、科学博物館の課長を勤めたりしたが、後文部本省に入つて、昭和23年大臣官房の給与掛長、次いで課長補佐となつた。折からインフレの亢進に伴うて給与規則は朝令暮改したが、この給与体系の烈しい動揺裡に大いに活躍している。かくてこの地位から28年9月本学事務局長に転入したのである。従来在任6年8ヶ月の長きにわたつて三代の学長に仕えている。事務局長としても三代目であるが、前任二者の在任期間合せて3年は氏のその半分にも足りない。この間氏の手がけた建設、整備の仕事は数限りない。即ち兵舎だけの教育学部に芸能、家政の諸教室が造られ、同附属諸学校の移転、増築、文、教両学部共用の自然科学教室の一部、経済学部、図書館の新営移転、黒田講堂の建設はては本部舎屋の新設など或は本省と、或は地元

と、或は特志寄付者との樽俎折衝によつてこれ等をなし遂げた功績は大きい。なおこの他に特筆すべきは経営短大の設置であろう。県下勤労青年の向学心に応え、地方の宿望を達せしめたヒットであろう。また経業工の三学部の専攻科設置も本大学の内容を引き上げ充実したものといえよう。

氏は天性もあろうが秀峰富士山麓で育ち東京で磨かれただけあつて明朗の質であり、特に滑脱の弁は咲花の概があつた。従つて氏のあらわるるところ常に春風を送り、駘蕩の気身辺を被うた。栄転もさることながら郷里に在勤することは氏の本懐であろう。

田中事務局長新任

吉田前局長の後任には東北大学庶務部長田中喜彦氏が5月1日付で発令された。新任事務局長は5月6日単身着任家族は追つて呼び寄せらることとなつた。

田中氏は今年51才で吉田局長より一つ年長である。昭和6年東京商大経理事務講習所に学び同17年高文合格後、文部省に入つて総務局、学校教育局などを経て終戦後官房人事課に勤め吉田前局長が給与掛長の際職階掛長を勤め後には課長補佐となり、氏と同室の誼をもち、奇しくも同様の軌道を進んでいる。同27年には本省を出て、阪大事務局庶務課長となり、34年には東北大学庶務部長となつて今回の転任となつたものである。

岡本、下斗米、平岡の三教授 停年退職

停年制による今年の退職者は3人である。然かもこれが文理学部の文科系の方々ばかりである。何んだか大きな穴があいた感じである。

岡本基教授

文理学部岡本基教授は明治27年生れで愛媛県新居浜の出身である。最初は師範学校を出て小学校や師範学校の教師を勤めていたが、向学の志抑え難く年30にして京都大学に入学、昭和2年卒業とともに富山高等学校に赴任された。かくて33年の長きにわたつて一すじに木学のために一身を捧げられたのである。

在職中は西洋史を講じられたのであるが、傍ら高等学校時代は寮務課長や生徒監となり、旧高校時代の特徴とされ、学生の間人形成に最も大切とされた寮生活や、諸活動の指導監督の重要な役割を勤められたばかりでなく、学校運営の面でも庶務課長、評議員、総務部長といった役職をつぎつぎと勤められ校長のよき補佐役を演じられたのである。大学に移行してからも附属図書館長、文理学部長、学生部長を歴任せられた。仮りにこれを大学の三役と呼べばこの

三役を一身で勤め上げる人は将来もそうあるものでなからう。これは一つに教授の円満無類なお人柄によるものであろう。教授のお人柄を表すには「篤」「重」「厚」といった字が適当のようである。そしてこれ等の芯をなすものは「実」であり、これ等を包むものは「温」である。人は教授を称して英国型の紳士という。まさにそのとおりである。学者専門家にあり勝ちな尖鋭型でなく、談論風発の才士型でないかも知れないが、よき資質に高い教養が融けこんで行き渡り然かも均勢がとれているといった内包型の方である。このお人柄故に学生の指導についても戦前戦後を通じて穏健中正なる態度で終始せられ、感化の実を挙げられたのである。その証拠に学内外に活躍する昔の教え子からこれほど敬はれ親まれる人も稀である。退職後は京大の物理教室に在任の御子息の許に落ち付かされている。

下斗米幾教授

教授は岩手県人である。下斗米という珍しい姓は盛岡方面に多いときく。中学は郷里で卒えながら小学校は北海道で卒えられている。中学を出るとこれも北海道と岩手県を行つたり来たりして小、中学校の教師を勤められている。然かもこの間も向学の意欲極めて強く、教師生活10年にして上京大東文化学院に入学し中国文学専門の基礎をかためて昭和3年富山高等学校の講師として赴任された。従来32年の星霜を経て今日に至つたのである。その学歴からすれば学位取得にいたる今日までの歩みは文字どおり独学力行というべきであらう。学位取得といえれば昨年「中国古代における自然神の祭祀」なる論文を広島大学へ提出して9月本学としては最初の文学博士の称号を得ていられる。教授はかかる自力完成の実力派でありながら、かかる人にありがちな自ら高しとするところが微塵もなかつた。談たまたま専門のことに及んでも術学的な風を見せられたことがなかつた。そうであるから人に接するや謙譲慇懃を極められた。教授は曾て筆者に孔孟の教もさることながら、より以上に芳り高い中国詩文に惹かかるといわれていたが、その涉獵研究の範囲は古今硬軟にまたがる広くて弾力に富むものである。これが所謂漢学者風のイメージを教授からなくしている所以であらうか。頭こそ霜いているがなかなか元氣であつて退職の後も御出身の大東文化学院大学に教鞭をとつていられる。

平岡伴一教授

平岡伴一教授は東京都の産、大正5年早稲田大学高等師範部卒で東大選科に籍を置かれたこともある。茨城、長野、広島などの中学校の教員を勤めた後大正14年富山高等学校助教授として就任され今日に至つた方である。文理学部退職3教官中の最古参で実に35年の長きにわたつている。教授は教師、学究のため生れたような風格の方であつた。真面目で、生一本で、黙々として研究にいそむむといつた方でその人格は等しく同僚、学生の敬仰するところであつた。

御専攻は独語学であるが、英仏の両語にも通じ早大、東大における専攻も英語学であつたという。なお仏語についても旧中等学校の教員免状をもつていられるときく。その上ローマ字やエスペラントにも造けいがあるという博学の士でもあられた。昭和33年附属図書館長となられるや同館に所蔵するヘルン文庫に特別の関心を寄せられ延いてはヘルン文庫外の諸文献にも調査研究の手を及ぼしこれ等の蒐集にも尽されている。

教授は原水爆禁止運動にも関係していられたようであるが、これは先生の御気象から見て、純粹に人道的立場からであるとともに造詣のあつたエスペラントにも関連するものと思われる。

退職後は名古屋なる愛知学院大学に教鞭をとらるることとなつた。併し教授の御令聞は富山市の方であり、お住いもこの地で造られた筈であるから、富山は教授の最後に落ちつかれる故郷であろう。

白川今朝晴教授の退職

白川教授はこのたび一身上の都合で退職されることとなつた。そして山梨県の公立都留文科大学の教授に迎えられることとなつた。

教授は明治 35 年生れの 58 才で、教育界といわれる長野県諏訪の出身である。昭和 4 年東京帝大卒業、大学院を経て文部省図書局勤務に東京農大講師を兼ねて教育界にデビューした。後渡満、ここでも関東局の役人や教師を勤めた。終戦後 21 年帰還文部省に戻つたが昭和 24 年富山大学発足とともに教授に就任今日に到つたものである。

ことし退職した人々

停年退職の 3 教授や白川教授を除いてことし退職の人々は次のとおりである。

				年
教育学部	長沢幸次郎	4月30退職	勤続年数	16. 1
経済学部	林 友太郎	"	"	13. 4
薬 学 部	藤田友治郎	"	"	21. 4
工 学 部	森田 はる	"	"	20. 1
"	田中 千代	"	"	20. 1
"	布橋 与作	"	"	17. 0

上記は何れも高年の故による退職

工 学 部	藤田 静香	1. 3退職	勤続年数	3.10
経済学部	田村 淑子	4. 1 "	"	2. 3
図 書 館	高尾 貢	7. 9 "	"	11. 8

上記は結婚または一身上の都合による退職

文理学部	加藤藤次郎	1. 3退職		12. 5
附属小学	新 村作	3. 31 "		4. 0

このうち新村作氏は 31 年 4 月 藤田教頭転出のあとを受けて教頭に就任した方であるが在任 4 年にして黒部市の白鷹中学へ転出したものである。

また加藤藤次郎氏は 32 年 1 月から呼吸器系統の病で 3 年

間療養生活をしていたのであるが 1 月 3 日退職、同月 30 日死亡されたものである。

新田助教授の香港出張

経済学部新田隆信助教授は先にフィリピンへユネスコ関係で渡航の経験があるが、このたびはまた香港の連合国香港協会から招かれて 2 月 16 日東京国際空港を立つて同地に赴き同協会が開催した各国の教育行政制度と進んで国際間の理解を深めるための教育講座に出席し、日本における教育行政機構や国際教育について講演を行い、傍ら同地の教育事情を視察した後帰途台湾に立寄つて該地の教育諸事情を視察し、3 月 13 日約一ヶ月の旅を終えて帰国した。

竹内教授の帰朝

文理学部竹内豊三郎教授は一昨年 11 月末文部省在外研究員 A 項該当者としてアメリカ、ロードアイランド州プロビデンス市所在のブラウン大学へ出張を命ぜられ同大学ラッセル教授と共に“固体触媒の表面構造と活性度”なる研究テーマにとり組んで 10 ヶ月間同大学で過したが、なお研究を進めるため昨年 9 月ドイツ、ミュン大学に移つて同大学シュワブ教授の許に研鑽これつとめ、さる 4 月 22 日海路神戸港に帰着した。同教授は研究の余暇を利用して滞米中はその国内を、また滞独中はその国内は無論、仏英、スイス、イタリア、デンマーク、スウェーデン、オーストリア、ギリシャなどの諸国を歴訪した。なおアメリカから渡欧の際も特にポルトガルのリスボンに第一歩を印し、スペインを経由して、入独しその見聞を広くしてきている。

児島助教授の渡米

文理学部児島毅助教授はかねてマイクロウェーブ分光等に関する研究に没頭してその成果を国際的な専門雑誌に寄稿していたが、これ等論文がアメリカ、オクラホマ大学のリー教授の認むるところとなり、従来文通や論文のやりとりなどによつて研究の交流連絡をはかつていたが延いては、リー教授から同一研究室において親しく協力し合いこの研究を一層に進めたい旨の申出となつた。同助教授はこの招へいに応じて向う一カ年間リー教授と研究を共にすることとなり、4 月 19 日羽田空港を出発、21 日目的地に着いている。

井上、林の両教官沖縄出張

琉球政府では夏季休暇を利用して沖縄における現職教員に研修の機会を与え、資格向上せしめるための認定講習会を毎年開催しており、これが講師には沖縄、日本の文化、教育の交流の意味も含めて相当数を本土から招へいしている。昨年は教育学部の吉田博助教授が招へいされた。こと

しも井上音松教授が選ばれたが、直ぐ林三雄助教授が追加されて両教官は7月27日羽田を出発該地に赴いた。講習会は前後期に分れ8月1日から同月29日までである。なお両教官は9月3日帰来した。

岡崎教授の渡独

本年度在外研究員の募集には本学からA項3人B項2人C項1人と応募した。このうちB項として応募の文理大学の岡崎初雄教授が採択となった。同教授は8月に入つて渡独し、ミュンヘン、ボンおよびベルリンの各大学を歴訪するが特に慶大相良教授の紹介によりミュンヘン大学のKuhn, Kunischの両教授のもとに滞独期間の大半、足を留め独文学、演劇について研究する筈である。なおこの間かねて招へいを受けている8月21日から1週間デンマークのコペンハーゲンで開催の国際ゲルマニスト大会に出席、共同テーマであるSpatzeitenについての研究発表をする予定である。

鈴木助手の渡瑞

文理学部植物学教室の鈴木米三助手はかねてスウェーデン留学の意図を有し、昨年先方との了解がついていたが、ことしいよいよ実現の運びとなつて8月27日羽田空港を立つた。落付先は同国南西端で、デンマークのコペンハーゲンをスンド海峡を隔てて、指呼のうちに望み得るルンド市の同名大学ハンス、ブルストレーム教授の許である。同助手は来年6月末までの10ヶ月間同教授の指導のもと植物生理学の研究をする。

昭和35年度内心研究員

本年度内地研究員は例年のとおり工学部1, 薬学部1, 経済学部1, そして文理, 教育の両学部で1の割当があつたが、これに対し次の4人が選ばれ天々の大学で夫々の研究に取り組むこととなつた。

文理学部 助教授 杉本 新平 (倫理学)

東大教養学部 淡野安太郎教授指導

“イギリス社会思想史”

経済学部 助手 吉原 節夫 (民法)

九大法学部 舟橋諄一教授指導

“近代的所有権の諸問題”

薬学部 助手 上田 広道 (薬剤学)

京大医学部 宇野豊三教授指導

“スルフアチアゾールの体内変化”

工学部 助教授 広岡 脩二 (有機化学)

名大理学部 平田義正教授指導

“尿素及びチオ尿素誘導体の合成及びその吸収スペクトル”

上記とおりであるが、期間はのこのうちの非実験関係即ち前二者は9月11日から翌年3月10日までの6ヶ月間、また実験関係即ち後二者は5月1日から翌年2月末日までの10ヶ月間となつている。

ことしの長期研修者

教育公務員特例法第19条により長期の出張研修を認められた者は次のとおりである。

経済学部

助手 吉原 節夫

九大法学部 舟橋諄一教授教室

35年 4. 11 ~ 8. 31

“近代所有権の諸問題”

助手 山本 英治

東大薬学部 福武直助教授教室

35年 4. 15 ~ 10. 15

“農村社会学の諸問題”

薬学部

助手 吉崎 正雄

京大医学部 木村康一教授教室

35年 4. 11 ~ 9. 10

“辛夷の生薬学的研究”

助手 永田 正典

東大薬学部 山田俊一教授教室

35年 5. 6 ~ 36年 3. 5

“イソヒノリン誘導体の合成”

岡本元教授に名誉教授の 称号授与

文理学部岡本基教授は3月末限り停年退職されたが同教授富山高校以来33年の長きにわたつて尽された教育上、学校行政上の功績は顧る大きい。文理学部教授会が名誉教授に推せんしたのもまことにむべなるかなといえよう。これに依じて開かれた4月22日の評議会も異議なくこれを即決した。これで本学の名誉教授は先の原富慶太郎教授と二人になつた。

三ツ野, 中山, 森田の三教官の 学位取得

三ツ野問治薬学部助教授はかねて東京大学薬学部に

「地衣成分の微量化学的研究」

「地衣成分のクロマイトグラフィー」

についての論文を提出中のところ同薬学部の教授会の審査を通過して2月25日薬学博士の学位を取得した。

また中山充文理学部助手はかねてIubanol類の合成について論文を京都大学へ提出、同大学中島稔教授主査のもと審査中のところ6月21日農学博士の学位を授与された。こ

れで農学博士は教育学部の高森助教授とともに二人となった。

なお薬学部の森田直賢助手も昭和33年度内地研究員として東大薬学部柴田承二教授指導の許に「ごまの葉のフラノボイド」について研究をし、その後これが仕上げに力めていたが、その結果を学位論文として同教授に提出その審査を仰いでいたところ8月13日付をもつて同学部教授会を通過して薬学博士の称号を授与された。

大 浦 助 手 の 受 賞

第13回日本薬学大会における日本薬学会賞授与式は第2日目の4月4日午後2時半から東京大学本館三階講堂で開催されたが、この受賞者7氏のうち薬学部大浦彦吉助手が「Mycolic acid 及びその類縁化合物の合成研究」によつて副賞(武田賞)、日本薬学会奨励賞を受けるの榮譽を担つた。

J S T 研 修 会 議

国家公務員法第73条及びこれに連なる人事院規則10-3によつて J.S.T. 人事院監督者研修方式による職員のエド育訓練が以前から考えられていたがことし始めてこれが実現を見た。今回は課長補佐、事務長補佐、係長、事務主任を対象として夏季休暇中の閑散時である8月22日～27日の6日間毎日正午までの3時間宛がこれに当てられた。会場は外音に煩わされぬ附属図書館の4階視聴覚教室が選ばれた。会場の備えも会議方式に則つて卓列はほぼV字形をとり卓上に名札を配置し、この背後に傍聴席を設けて、2班に分けた研修者を一つは正卓一つは傍聴席に着かせる仕組みである。そしてこれも全期を研修課題に応じて分けられた13の会議毎に席を交替せしめる趣向であつて、目先の変化と気分の転換を狙つたものである。教材は人事院が編むテキスト、掛図、スライドなどを用い会議の内容も指導者の講義、研修者の実習、指導者研修者間の質疑応答、研修者相互の討論など多角的なもので会の運行の渋滞、研修者の倦怠感を防ぐことに努めた。事実またその効果を挙げ成功裡に終つた。研修参加者37名には研修修了証書がわたされ、田中事務局長の挨拶があつたに対し伊東課長補佐が研修者を代表して答辞を述べた。なおこの会議の指導者は小原庶務課長であつて本研修会議の企案者でもあり司会者でもある。研修目的も正確には「監督者として監督の科学的合理的仕方の体得」となつてゐる。

この研修会の劈頭になされた田中事務局長の挨拶の中に「官庁事務は利益につながらぬ云々」の言葉があつたが正に至言である。私企業の事務管理は企業の利潤につながる。これがうまく行かぬば企業が潰れるという事態も起り得る。従つてよい事務管理は企業の浮沈を賭けての強い自然の要請となつてゐる。官庁にはかかる他律的な要因がない。結局上司の指導監督のよさと各員の自覚、自制、努力

といった自律的な要因を作り出すの他はない。そこにかかる研修の必要と重要性があるのであろう。

大 学 後 援 会 定 期 総 会

昭和35年度富山大学後援会定期総会は7月8日(金)黒田黒堂において行われた。これに先立つて9時から階上貴賓室で役員会が開かれ、総会運営の打ち合せをした。出席者は学外から山森副会長、中井精一理事等7名、学内からは学長、学部長など9名の役員である。終つて一同総会に臨んだ。総会は定時に開かれ山森副会長が会長に代つて挨拶に立つた。この挨拶で氏は折から転出した吉田事務局長の会運営に尽した功を賛え、田中新事務局長を紹介してその手腕に期待するところがあつた。そして後援会の著実な歩みを他大学のそれに比較し、まだかかる外郭団体をもたぬ大学が伝えきき羨望している旨を述べて、会員の理解と協力に感謝し、一層その期待に答えたい旨を述べた。終りに父兄の最も心配する学生運動に及んで挨拶を結んだ。

これで山森氏議長の下に議事に移り、田中事務局長の事業報告があつた。この中で事務局長が他所から来て見たこの後援会の感想が述べられた。ここで高瀬文理学部長より山森氏が挨拶の中で触れた最近の学生運動の惹起した事件の経過解決について述べ、今回の運動の中心となつた一般教育課程の学生の動きについてはさまで心配することはないし、今後とも充分警戒するとの応答があつた。

次いで小原理事から34年度の収支決算報告、35年度の予算について説明あり審議の結果両方とも異議なく可決した。なほこれに関連して学生の課外活動や海外渡航教官への補助金の少な過ぎることや、集中計画の進展に伴う経費の増大を考へて昨年増額したばかりの会費を更に増額すべしとの要望が出たばかりでなく教官待遇改善問題まで飛び出し役員一同を感激させた。かくて役員改選に移り学長の挨拶があつて正午閉会した。このあと希望会員を二班にわけて学内の見学視察に案内をした。なお教官待遇改善については、上記会員の声を具現化することとなり後援会長名をもつて文部、大蔵両大臣および人事院総裁に次の要望書を提出した。

富山大学後援会長 吉 田 実

文部大臣 松田竹千代 殿

大蔵大臣 佐藤栄作 殿

人事院総裁 浅井清 殿

昭和35年7月8日開催致しました富山大学後援会第10回定時総会において、国立大学教官の待遇について異常なる関心が示され現在のままでは、国運の将来のため憂慮に堪えないとし、国立大学教官の待遇改善の早急なる実現方を当局に対して要望することを満場一致をもつて別紙のとおり決議致しました。

国費多端の折柄であります、国運の興隆は學術の研究

と教育によることがいかに大であるかに思を致され、速やかに国立大学教官の待遇向上をはかられたくお願い致します。

国立大学教官の待遇改善について要望

わが国における科学研究の指導的役割を果たすとともに研究者、技術者養成の主体となつている国立大学に対する社会的期待は、ますますたかまつているにもかかわらず、現在の各国大学は教官が民間事業所や海外へ転じ、優秀なる人材で教官を志望するものが減少する等、秀れた教育者、研究者の確保が危殆に瀕している。これが最大の原因は大学教官の待遇が極めて低いからであつて、看過することのできない憂慮すべき事態である。

富山大学後援会は総会の決議として、国立大学教官の待遇の画期的な改善を図り、優秀なる人材を大学に確保し、研究、教育に専念させ得るよう速やかに措置されんことを切望する。

昭和35年7月8日

富山大学後援会

昭和35年度夏季全日制認定講習

ことしの夏季全日制認定講習は7月27日から次のとおり実施された。

なお、秋季定時制認定講習は10月末から開始の予定である。

科目	講師名	期日	会場
一般教育倫理学	杉本 新平	8月 10, 11, 12, 13	富山市柳町小学校
教科国語学	神保 放牛	7月 27, 28, 29, 30	芝園中学校
一般教育人文地理学	飯山 敏春	"	"
教職教育原理	酒井 康彦	"	"
教科代数学	渡辺 義一	"	"
教職算数教材研究	松為 周従	"	"
教職理科教材研究	蛭川 栄作	"	"
教科音楽理論	黒坂 富治	8月 10, 11, 12, 13	富大教育学部

教 科 法 学	新田 隆信	"	富山市柳町小学校
教 職 工業教科教育法	藤木 二与	"	富山市柳町小学校
教 科 美術理論	玉生 正信	7月 27, 28, 29, 30	高岡市平米小学校
教 職 (幼)教育原理	溝上 茂夫	"	"
教 科 保健	山淵 利文	8月 24, 25, 26, 27	高岡市定塚小学校
教 職 青年心理学	泉 敏郎	"	"
教 職 国語教材研究	松田 順吉	7月 27, 28, 29, 30	滑川市寺家小学校
教 職 社会教材研究	佐々木龍作	"	"
教 職 教育史	立島 譲	8月 3, 4, 5, 6	魚津市大町小学校
教 科 法学	菅野 貞雄	"	"
教 科 物理学	藤木 興三	"	氷見市南小学校
教 職 (幼)教育心理学	吉田 博	"	"
教 科 英文学	森谷佐三郎	8月 10, 11, 12, 13	新湊市放生津小学校
教 職 教育心理学	入沢 寿夫	"	"
教 科 社会学	石瀬 秀治	8月 3, 4, 5, 6	西砺波郡石動小学校
一般教育地学	近藤 堅二	"	"
教 職 保育内容の研究	丸山 豊一	8月 10, 11, 12, 13	射水郡小杉小学校
教 科 体育管理	金子 基之	"	"
教 職 体育教材研究	田中 久雄	8月 24, 25, 26, 27	射水郡大島小学校
教 職 家庭教材研究	加藤寿美子	"	教育学部
教 職 音楽教材研究	小沢慎一郎	"	婦負郡呉羽小学校
教 職 図工教材研究	大滝 直平	"	"

本年度科学教育研究室

昭和35年度木学科学教育研究室は前期は5月16日から9月15日まで、後期は9月16日から12月15日まで次のとおり開室される。ことしは学科目は科学教育振興の線に沿つてか自然科学に限られた。

室長	学 長	梅 原 真 隆
主事	学生部長	大 島 文 雄

学部	学科目	実験 非実験 の別	研 究 生				指 導 員	
			勤務学校	職 氏 名	生 年 月 日 出 身 学 校	全日制 前期 の別	研究題目	職 氏 名
文理学部	生態学	実験	高岡女子高等学校	教諭 平沢 博	昭和3年4月28日 東北大学理学部	定時制 (1週 1日)	前期及 び後期 井田川を中心と する陸水の研究	教授 植木 忠夫

文理学部	化学	富山女子高等学校	平田 卓郎	昭和5年8月3日 富山大学文理学部 富山大学理学部 富山大学薬学専攻科	立山山系の陸水学的研究	助教授	小松寿美雄
	細胞学	八尾中学校	桐野 秋豊	昭和2年9月24日 富山師範学校	ツバキの染色体(特にユキツバキ及び栽培ユキツバキ系品種について)	教授	小林 貞作
教育学部	化学	出町中学校	武部 義昭	昭和6年4月27日 富山大学教育学部 第一中等教育科	降水の化学的調査(中学生の事象の化学的取り扱いの限界について)	教授	山本 健磨
	化学	水戸田小学校	土合 要一	昭和3年9月18日 富山県立射水中学校 国民学校初等科 訓導養成講習修了	。児童の科学的思考力を伸ばす指導法 。科学技術を育てる理科指導	教授	蜷川 栄作
	生物学	高陵中学校	河合 富夫	昭和6年11月23日 富山大学教育学部 第一中等教育科	中学校の生物実験の指導法の改善について	助教授	福島 栄七
工学部	鉄冶金学	富山工業高等学校	宇津 一郎	明治43年8月9日 大阪帝国大学工学部 冶金学科	銑鉄の脱炭に関する研究	教授	森棟 隆弘
	自動制御	高岡工芸高等学校	盛野 成信	昭和4年2月1日 高岡工業専門学校 電気工学科	工業高校に於ける自動制御の理論及び実習の入り方について	助教授	四谷 平治
合 計		8 名					

工学部工業科学実験研究室 親 営 工 事

工学部ではかねて工業科学の実験研究室の新設を要求していたのであるが、これが第1期工事は昨34年度文教施設整備費をもって実現することとなり、昨年10月29日着工従来鋭意工事を進めていたが、本年3月25日をもって竣工した。その規模構造は

鉄筋コンクリート	3階建
建坪	100.185坪
延坪	353.445坪

であつて、これに要した経費は総額2,323万円ですの内訳

建物費	1,641.500坪
電気工事費	207.070坪
給排水工事費	474.430坪

である。

なお第2期工事はほぼこれに近い規模で11月から着工の予定。

レクリエーション便り

第10回文部省共済組合北陸 東海地区体育大会

ことは金沢大学が当番世話役となつて、7月21日22日の両日金沢大学理学部グラウンドを中心に開催された。種目は例によつて、野球、庭球、排球、卓球、ソフトボールの5種目である。参加者は三重、愛知学芸、名古屋、名古屋工業、岐阜、福井、金沢、富山の8大学、名古屋工事事務所、鳥羽商船、富山商船の両高校の11である。試合は21日午前9時理学部グラウンドで行われた開会式によつてその幕が切つておとされた。各種目における本大学の戦績及び優勝者は次のとおりである。

(野 球)

本大学は岐阜大と戦い1対4で一回戦で敗れている。

(庭 球)

本大学は予選で名工大と1対4、金大と0対5、愛知大と愛知学芸と0対5で何れも惨敗を喫している。

(排 球)

予選で福大に6対2で敗れたが名大に2対1で勝ち決勝戦に臨み、富山商船に不戦勝のあと金大と対戦0対2で

敗れた。

(卓球)

予選で鳥羽商船に不戦勝ち、金大には2対3で破れたが富山商船には5対0で勝って決勝戦に臨んだが金大に2対3で敗れた。

(ソフトボール)

名工大に8対17Aの大差で敗れている。

何れにしても全体を通じて香しくない戦績である。

各種目における優勝者は次のとおりである。

	優勝	準優勝
野球	愛知学芸	名大
庭球	金大	名大
排球	金大	三大
卓球	名大	金大
ソフトボール	名大	福大

国家公務員共済組合富山地区 体育大会

富山地区の非現業共済組合ではことしになつて次の種目について天々大会を開催したが、本大学は何れの大会にも出場し、なかんづく、卓球大会では優勝した。

(卓球大会)

とき 昭和35年2月12日 (金) 午前9時

ところ 富山市体育館

試合成績表

	大学	古里	食糧	法務	検察	統計	財務	勝点	順位
大学	—	5	4	4	4	4	5	26	1
古里	0	—	1	1	2	1	1	6	7
食糧	1	0	—	3	2	2	2	10	6
法務	1	4	2	—	1	2	3	13	5
検察	1	3	3	4	—	3	1	15	3
統計	1	4	3	3	2	—	3	16	2
財務	0	4	3	2	4	2	—	15	3

(排球大会)

とき 昭和35年5月10日 (火) 午前9時

ところ 富山市体育館

Aゾーン

大学	—	食糧	1対2
食糧	—	古里	2対1
大学	—	古里	2対0

(野球大会)

とき 8月3, 4日 午前9時

ところ 大学教育学部グラウンド

参加チーム 富山大学, 裁判所, 財務部, 法務局, 古里保養所, 北陸荘

戦績

第1回戦

大学 10 — 7 法務局

第2回戦

大学 10 — 1 財務部

5回コールドゲーム

決勝戦

大学 9 — 2 裁判所

全国公務員レクリエーション 共同事業

本年度共同事業の世話役(運営委員長)は引き受け手がなくて選定が難行した。5月中葉を過ぎても決まらず、数回に及ぶ協議の結果本学が引き受けることとなつた。かように選定が難行したのは、一つには世話をやくには相当数の職員を擁する官庁であることが必要であること、従つて既に経験済みの官庁を除いてこの条件にかなう官庁が少なくなつたこと。一つには何時も引受け躊躇の理由となる運営事務負担の重圧のためである。そこで負担についてはことは運営事務を分けて統括、連絡、經理の面と競技運営の実際の面の二つとし、競技運営は各種目について分担者を決めて負担重圧を分散することとなつた。これで5月末漸々選に入り、本学が運営委員長として、統括、連絡等の仕事をする事となつた。ために競技の予定が大変遅れ、6月22日排球大会を皮切りに始めることとなつた。ところがこれも当日雨となり競技運営分担者の都合で順延ともならず、9月にもち越し、次のソフトボールが先行することとなつた。

ソフトボール

8月11, 12の両日南部中学グラウンドで行われた。参加機関12参加チーム16で昨年より2チーム少ない。本学はA Bの2チーム出場した。第1日は時々強いにわか雨に見舞れたが、一時中止のこともなく試合を敢行した。それでも第1日の予定を終つたのは夕闇迫り、試合可能の極限ぎりぎりであつた。第2日は準決勝と決勝戦が行われたが、優勝は法務局、準優勝は電波監理局であつた。本学2チームの戦績は次のとおりである。

大学 B — 裁判所 17対20

大学 A —	統計事務	9対4
	郵便局	8対7
	法務局	11対18

試合を終えたのは3時である。

卓球大会 (昭和34年度)

3月21日行われた卓球大会の会場はこれも大きくて、きれいで設備の整つているという点でバトミントン大会同様

の興国人絹パルプ工場の体育館が選ばれた。試合は例により団体と個人戦が行われたが、参加機関数12、チーム数13、出場者は83名である。出場チーム数、個人戦出場者数と卓球台数(8)から見て時間に充分余裕ありとして予選、決勝戦ともリーグ戦で行った。本学は本年はチーム編成難で1チームだけの出場となり、女子の出場者は1人もなかった。団体予選では本学チームはBブロックで10勝5敗で決勝戦に臨んで宮林、電波の両チームと争ったが下記の成績で次位となり、国体出場選手を擁する宮林署は昨年引き続いて優勝した。個人戦は男女に分れ団体予選リーグ戦における最高勝率者の間で行われた。男子個人戦の出場者は26名、女子個人戦出場者は7名であり、本学では男子の方で川原、山岸の両君が出場、川原君は5位に入賞した。

団体決勝リーグ戦績

宮林署	7勝3敗
大 学	5勝5敗
電 波	3勝7敗

北陸三大学事務局交歓野球試合

北陸の三大学は何かと接触が多いのであるが、とりわけ連絡関係の深い事務局同志が隣保親善を深めるためスポーツを通じて年に一度の顔合せをやるとうことでこのところを毎年野球試合行っている。ことしは本学当番世話役となつて5月14(土)、15(日)の両日五福グラウンドで行うこととなつた。ところが14日は生憎雨となつて当日の予定である福井大学と本学の試合は中止となり、試合は一さい15日に持ち越した。戦績は次のとおりである。

福井大学	— 富山大学	1 対 6
金沢大学	— 富山大学	10 対 1
金沢大学	— 福井大学	5 対 8

かくて金沢大学が優勝した。終つてささやかな懇親会に移り、5時頃散会、金沢、福井の大学選手、応援の一行は天々帰途についた。

部 局 情 報

学 生 部

第 6 回 大 学 祭

本年度大学祭は5月28日から次のような日程で多彩な催しが展開され、6月4日の演劇発表会をもつて終つた。

5月28日(土)

前夜祭

- イ. 開会式 後 2.00～2.30 県庁前広場
- ロ. 仮装行列コンクール 後 2.30～4.00

ハ. フォークダンス 後 7.30～9.00

5月29日(日)

囲碁大会 前 9.00～ 教育学部

5月30日(月) 後 1.30～ 黒田講堂

東京大学教授 宮原誠一氏

演題 ミ日本の文化と教育

名古屋大学教授 坂田昌一氏

演題 ミ現代の自然観

—最近の原子物理学の進歩をめぐつて—

5月30日 後 6.00～8.00 富山市公会堂

音 楽 会 第二回定期演奏会

合唱、独唱、ピアノ、バイオリン独奏、管絃楽演奏など

5月31日 前 9.00～後 5.00

球技大会

バレーボール(男、女) 教育学部グラウンド

ピンポン " 卓球場

ソフトボール(男、女) " グラウンド

バスケットボール " 体育館

バドミントン 黒田講堂

6月1日(水) 前 10.30～後 5.30

学部研究発表会

○教育学部 教育学部

ミ忘れられた子等、精神薄弱児について

ミ生活指導の分野における生活綴方

○一般教育課程 文理学部

ミ親と子と文部省

○経済学部 経済学部

第3回ゼミナール

午前 10.30～4.00 発表、討論

後 4.00～5.00 座談会

6月1日(水)

空手演武会 後 4.00～5.30 黒田講堂

ダンスパーティ 後 6.00～8.00 "

6月4日(土)

フォークダンスパーティ 後 2.00～4.00 黒田講堂

後 5.00～8.00 工 学 部

6月20日(木) 後 1.00 文理学部

弁論、パネル

1. 第5回学長杯争奪弁論大会

2. パネルディスカッション

6月3日(金)

公開放送劇 後 3.00～5.00 黒田講堂

トトン・トム・トム 矢代静一作

ステレオコンサート 後 5.00～7.30 黒田講堂

1. プロコフィエフ

— 古典交響曲 —

2. チャイコフスキー

ピアノコンチェルト

第一番

この他に展示会が次のとおり開かれた。

5月28日(土)～5月30日(火) 前 9.00～後 5.00

書道部, 美術部, 写真部, 展示会

富山市商工奨励館

第12回北陸三大学総合体育大会

ことしは本学が当番校として当地で開催されることとなり、大部分の種目の競技は7月10日(日)夫々予定の会場で行われた。ただラグビーとサッカーは同月9日, 10日, 11日の3日間, また野球は同月3日行われた。開会式は7月10日午前9時から富山市スポーツセンターで挙行された。参加学生は約700人の多きに達した。種目と場所は次のとおりである。

陸上競技	県営陸上競技場
庭球 { 軟式	中部高校コート
{ 硬式	
野球 硬式	市営東中野コート
卓球	黒田講堂
バドミントン	市営スポーツセンター
バレーボール	教育学部コート
バスケットボール	市営スポーツセンター
サッカー	中部高校グラウンド
ラグビー	教育学部グラウンド
剣道	附属小学校講堂
柔道	教育学部小講堂
ソフトボール	〃グラウンド
水泳	西田地方プール
体操	商業高校体育館
空手	総曲輪小学校

日誌

文理学部

- 2月3日 教授会
- 17日 期末試験開始
- 24日 " 終了
- 3月9日 教授会
- 10日 人事教授会
- 11日 建築委員会
- 17日 定年退職三教官の送別会
- 19日 文部省会計課第二予算班主査
白取信男氏文理学部移転問題について来部調査

- 22日 } 昭和35年度入学者選抜試験
- 23日 }
- 29日 人事教授会
- 30日 教授会
- 4月4日 人事教授会
- 11日 入学者学部オリエンテーション
- 11日 身体検査(入学者)
- 12日 一般教育オリエンテーション
- 13日 昭和35年度前期授業開始
- 27日 } 定期健康診断(X線間接撮影)
- 28日 }
- 5月4日 教授会
- 4日 人事教授会
- 9日 定期健康診断(X線間接撮影)
- 12日 } 全国文理学部長会議(於愛媛大学)
- 13日 }
- 18日 一般定期健康診断(第1日)
- 20日 文部省施設課長補佐校内視察のため来部
- 25日 一般定期健康診断(第2日)
- 25日 教授会
- 6月8日 教授会
- 16日 教授会
- 20日 一般教育自治委員と学部補導委員との懇談会
- 22日 教授会
- 29日 教授会
- 7月6日 理学科オリエンテーション
- 11日 文学科オリエンテーション
- 11日 アメリカ人ダイアナ嬢来部
- 12日 寮生との懇談会
- 12日 前期第13週終了
- 13日 教授会
- 13日 夏期休業
- 20日 教授会
- 8月20日 文理学部同窓会総会
- 23日 教授会

教育学部

- 3. 7～11 昭和35年度夏作試験研究北陸ブロック会議(高田市)
- 3. 9～10 日本学校安全法の施行に伴う趣旨徹底説明会(大阪府)
- 3. 22～26 昭和34年度中学校美術科実技講習会(東京)
- 4. 6 名古屋文化栄養学院入学試験(会議室)
- 4. 27 昭和35年度日本教育大学協会地区会, 評議会第一部会開催(金沢大学)
- 5. 4 教授会
- 5. 10 文部省初等教育実験学校発表会(市川市八幡小学校)
- " 大学生奨学生事務協議会(福井大学)

薬 学 部

- 5. 12 高等学校教育実習打合せ会開催
- 5. 19 文理学部と併設されている教育学部の学部長会議（佐賀大学）
- 6. 1 昭和35年度日本教育大学協議会代議員総会（東京学芸大学世田ヶ谷分校）
- 6. 3 日本教育大学協会北陸地区会第二部会家政科研究協議会（新潟県赤倉温泉）
- 6. 8 教授会
- 7. 13 教授会
- 7. 14 昭和35年度北陸地区教員養成学部事務長協議会開催
- 7. 15 昭和35年度日本教育大学協会北陸地区第二部会書道科研究協議会（新潟大学高田分校）
- 7. 24 教員養成大学体育研究集会（長野県菅平）
- 7. 28 昭和35年度産業教育指導者養成講座（東京教育大学農学部）
- 8. 1 教授会
- 8. 22 東海北陸地区学生補導厚生研究会（静岡県青年の家）
- 8. 27 昭和35年度全国国立大学教員養成学部事務長会議（北海道大学札幌分校）

経 済 学 部

- 2. 18 人事教授会
- 2. 25 人事教授会，教授会
- 25
? 後期末試験
- 3. 2
- 3. 7 入学者選抜調査書審査委員会
- 3. 12 人事教授会，教授会
- 3. 30 教授会
- 4. 11 新入学生オリエンテーション並に身体検査
前期授業開始
職業補導小委員会，人事教授会
- 4. 14 教授会
- 4. 28 教授会
- 5. 6 学生就職父兄懇談会，人事教授会
- 10. 11 十大学経済学部学部長，事務長会議（和歌山大学）
- 5. 19 定期健康診断（X線間接撮影）
- 5. 26 教授会，人事教授会
- 6. 9 定期健康診断（一般計測，腸パラ予防注射），
教授会
- 6. 10 国家公務員上級試験説明会（1番教室）
- 6. 23 教授会
- 7. 7 就職懇談会，教授会
- 7. 21 教授会
- 8. 24 人事教授会

- 1. 25 教授会
- 1. 26 金沢大学薬学部事務長岡田勇殿来学
- 2. 3 教授会
- 2. 4 人事教授会
- 2. 10 教授会
- 2. 17 学部移転具体案作成委員会（仮称）
- 2. 19 “
- 2. 20 人事教授会
- 2. 23 学部移転具体案作成委員会
- 2. 24 教授会
- 2. 26 人事教授会
- 2. 27 後期授業終了
- 2. 28 期末試験（3月7日まで）
- 3. 7 補導委員と沖繩出身学生との懇談会
- 3. 9 教授会
- “ 学部移転具体案作成委員会
- 3. 11 “
- 3. 12 “
- 3. 14 教授会
- “ 文部省大学学術局長崎庶務課長補佐来学
- “ 学部移転具体案作成委員会
- 3. 15 “
- 3. 17 “
- 3. 18 教授会
- “ 人事教授会
- “ 学部移転具体案作成委員会
- 3. 19 文部省大臣官房会計課白取氏来学
- 3. 21 学部移転具体案作成委員会
- 3. 28 “
- 3. 29 “
- 3. 30 教授会
- “ 静岡薬科大学長 鷓飼貞二氏 来学
- 3. 31 出納検査
- 4. 3 日本薬学大会（6日まで 於東京）
- 4. 7 新制六大学薬学部長会議（於東京）
- 4. 11 新入学生オリエンテーション並びに健康診断
- 4. 12 前期授業開始
- 4. 13 教授会
- 4. 25 “
- 4. 27 “
- 4. 30 教授会
- 5. 4 教授会（13回）
- 5. 18 “（14回）
- 5. 19 大蔵省管財局国有財産第一課宍戸課長補佐他
来学（国有財産実地監査）
- 5. 20 文部省教育施設部計画課大串課長補佐来学

5. 23	教授会 (15回)		
5. 25	" (16回)		
"	エーザイ株式会社田辺研究部長来学		
5. 26	薬学部建築委員会		
5. 27	会計検査院調査官片淵泰他来学 (会計実地検査)		
5. 30	薬学部建築委員会		
6. 1	教授会 (17回)		
"	薬学部建築委員会		
6. 3	"		
6. 7	定期健康診断		
6. 9	教授会 (18回)		
6. 10	株式会社伊藤商店伊藤十勝取締役来学 (求人)		
"	株式会社堀端商店堀端栄之助取締役来学 (")		
6. 15	教授会 (19回)		
"	富士色素森社長来学 (求人)		
6. 17	薬学部建築委員会		
"	日本レダリー株式会社伊藤学術部長来学		
6. 22	教授会 (20回)		
6. 23	武田薬品学術部泉貫一氏来学 (特別講座)		
6. 27	第4次学生, 期末試験 (6月30日まで)		
6. 29	教授会 (21回)		
6. 30	" (22回)		
7. 6	富士色素森取締役社長工学博士来学 (特別講演)		
7. 7	教授会 (23回)		
"	帝国化学産業取締役田井伊丹工場長来学 (求人)		
7. 11	教授会 (24回)		
"	夏季休業に入る (9月3日まで)		
7. 16	教授会 (25回)		
7. 21	日本新薬中野常務取締役他来学 (求人)		
7. 26	岐阜薬科大学西川会計課長来学		
7. 27	名古屋通商産業局北陸アルコール事務所 (アルコール検査)		
7. 28	中華民国台湾省葯剂師公司葉水石理事長来学		
8. 1	大日本製薬念仏特殊薬品課長来学 (求人)		
8. 4	金沢大学薬学部岡田事務長他来学		
8. 9	全薬工業橋本代表取締役来学 (求人)		
8. 10	教授会 (26回)		
8. 17	" (27回)		
8. 18	" (28回)		
8. 20	三共製薬中村金沢出張所長 (求人)		
8. 23	" 星野人事課長来学 (")		
"	教授会 (29回)		
8. 27	武田薬品常務佐竹人事部長来学 (求人)		
8. 29	北陸財務局西田氏来学 (9月2日まで, 国有財産評価)		
		工 学 部	
		2. 4	教授会, 人事教授会
		3. 9	本省, 施設部篠岡, 竹内両技官, 西村名古屋工事事務所長, 新設化学実験室視察
		3. 14	教授会
		3. 15	人事教授会
		3. 18	本省施設部工営課長小林秀弥氏来部本省, 会計課, 自取主査他来部
		3. 22, 23	入学試験
		3. 30	教授会
		4. 6	新入生, オリエンテーション, 身体検査
		4. 20	人事教授会
		4. 27	新設化学実験室受渡
		5. 18	大蔵省森岡洋二外3名の監査官来部, 国有財産監査
		5. 19	本省施設部, 計画課長補佐大串技官, 西村名古屋工事事務所長来部
		5. 25	人事教授会
		5. 27	会計検査院検査 (検査官田所, 小林両氏)
		5. 30	学生, 職員 の定期健康診断
		6. 1	本省大学学術局課近藤, 原の両事務官来部
		6. 2	西村名古屋工事事務所長来部
		6. 4	金属学会北陸支部講習会
		6. 15, 16	人事教授会
		6. 20	関西電力提供映画会
		6. 27	人事教授会
		7. 2	分析化学中部地区北陸部会役員会
		7. 9	北陸信越工業教育協会, 富山県支部総会
		8. 17	人事教授会
		8. 22~29	文部省委嘱専門講習会
		8. 23	教授会
		8. 31	人事教授会
		図 書 館	
		3. 18	商議会 (資料管理, 規程, 細則, 35年度事業計画)
		3. 28	ヘルン文献解説目録についての委員会 (文理分室)
		6. 16	商議会
		7. 5	"
		7. 14	"
		8. 25~26	第10回北信地区大学図書館協議会 (福井大学図書館)
		9. 5	夜間閲覧, 時間外閲覧の開始
			週日 17時~20時
			土曜日 13時~15時30分

本 部

- 2. 10 職業補導担当者会議
- 2. 11 入学願書受付
- 2. 20 入学願書締切
- 2. 23 文部省国際文化課高極事務官来学沖縄留学生
と懇談
- 2. 26 評議会
- 2. 29 事務協議会
- 3. 7 “
- 3. 15 評議会
- 3. 20 卒業式
- 3. 22, 23 入学試験
- 3. 31 合格者発表
- 4. 10 入学式
- 4. 18 事務協議会
- 4. 22 評議会
- 4. 23 補導協議会
- 5. 1 吉田事務局長静岡大学へ転出
学内異動
- 5. 6 田中事務局長着任
- 5. 9 吉田事務局長離富
- 5. 15 北陸三大学事務局交歓野球大会（五福グラウ
ンド）
- 5. 17 国有財産実地監査（北陸財務局）
- 5. 20 評議会
- 5. 23 科学教育研究室開室式
- 5. 24 補導協議会
- 5. 26~28 会計検査院会計検査
- 5. 27 評議会
- 5. 28 補導協議会
- 6. 10 学部長会議
小委員会
- 6. 14 補導協議会
- 6. 20 認定講習委員会
- 7. 2 後援会理事会
- 7. 8 小委員会, 評議会, 後援会総会
- 7. 19 職業補導担当者会議
- 7. 22, 23 共済組合体育大会
- 8. 1 原子力同位元素委員会
- 8. 2~3 共済組合野球大会（五福グラウンド）
- 8. 5 岡崎教授渡独のため離富
- 8. 18 評議会
- 8. 19 事務協議会
- 8. 22~27 J. S. T. 研修会議

経営短期大学部

- 1. 21 教官会議

- 2. 22~3.5 後期末試験
- 3. 7 昭和35年度入学選抜調査書審査委員会
- 4. 3 入学試験
- 4. 8 教官会議
- 4. 9 入学許可者発表
- 4. 11 前期授業開始
- 4. 17 入学式, 後援会発会式, オリエンテーション
- 4. 19 教官会議
- 4. 21 学生身体検査
- 4. 28 授業料減免選考委員会
- 6. 9 教官会議
- 6. 18 第5回国立短期大学部学長主事会議（於東京
日本学術会議）
- 7. 13 昭和33年度~昭和35年度開設の短期大学運営
打合せ会（於虎の門共済会館）

職 員 住 所

住所変更

教育 岩 田 弘

特 別 寄 稿

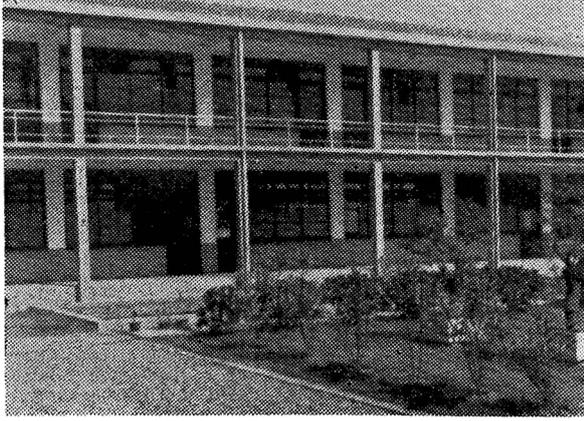
台湾・香港・澳門の教育事情

新 田 隆 信

わたくしはこの2月から3月にかけて、政府の命により、約1カ月のあいだ、中華民国台湾省、イギリス植民地香港、ポルトガル植民地澳門の各地を巡り、各層の人士と懇談し、教育問題を中心に講演を行い、参観や見学をこころみた。本稿では紙幅の都合上、問題を各地の教育事情に限り、素描の筆をとることにした。

台 湾

民国憲法第158条に「教育文化。應發展國民之民族精神，自治精神，國民道德。健全体格，科学及生活智能」とあり、中国教育の基礎理念を明示すると共に、さらに財政的拘束として、教育・科学および文化の経費は、中央政府に關し予算総額の15%、省につき省予算総額の25%、市・県につきその予算総額の35%を、何れも下りえないことが規定されている（同164条）。ところで台湾の文教予算は、民国44~45年度において国家予算の1.85%当る台幣67,452,051円にすぎなかつたのに反し、省予算になると27.78%に當る207,867,624円が充用され、更に縣市の場合は37.36%に匹敵する400,094,936円に達している。即ち台湾の教育事情は財政上、省政府と県市政府に負うところが極めて大である。



台南の成功大学

台湾も六・三・三・四制を採ること我國に同じく、さらに初等教育について、6才から12才までの学齡児童は学費を免除される。全省1,248の学校区に別れ、1,399の国民学校が置かれ、累年増設の勢にある。但し有資格教員の確保は容易でなく、民国44年に(わが昭和30年)にようやく30,208人の教師を配置した。

中等教育は初級中学校と高級中学校において実施され、国民学校卒業生はその半数が初級中学校に進学しているが当局はこれを90%にまで漕ぎ付け度い意向であり、且つ義務制にしたいとの希望も語られている。台湾は日本時代より支那本部に比し教育程度が高かつたせいもあり、今日の教育熱は刮目すべき勢を示している。これに反し高級中学校の方は全台湾でわずかに145校(但し民国44年—1955年)にすぎず、在學生も145,798名、本年の概数もそれをやや上廻る程度である。師範学校が九つ、初等教員養成のため、別に設けられており、その程度は高級中学校並である(この点は韓国も同様である)。台北、新竹、台中、台南、屏東、花蓮、台東(以上男子)、台北、高雄(以上女子)の九カ所に設置されている。実業学校も91校を数え、在學生徒数は52,830名(民国44年)であつた。それは、初級中学校、高級中学校程度の別なく、農業職業学校・商業職業学校・工業職業学校・水産職業学校と呼ばれる。

さいごに大学だが、まず国立大学として、台湾大学(1945年日本時代の台北帝大を承継し、6学部より編成される。法学院・医学院・工学院・理学院・農学院・芸術学院がそれである)があり、31の学科(「系」と呼ぶ)に分れ12の研究所が付設され、他に大学病院と演習林がある。ついで国立清華研究院が、1955年9月、蔣總統の命によつて開設され、主に原子力の研究と訓練を旨とし、大学院程度の核科学専攻機関となつている。さらに国立政治大学があり1954年の設立に係る。之も始めは大学院程度の施設であつたが、のち大学課程を設けた。大学院課程には105人の學生を収容している。

つぎに省立大学として、省立師範大学(中等教師養成機関)、省立法商学院、省立成功大学(台南)の三大学があり、

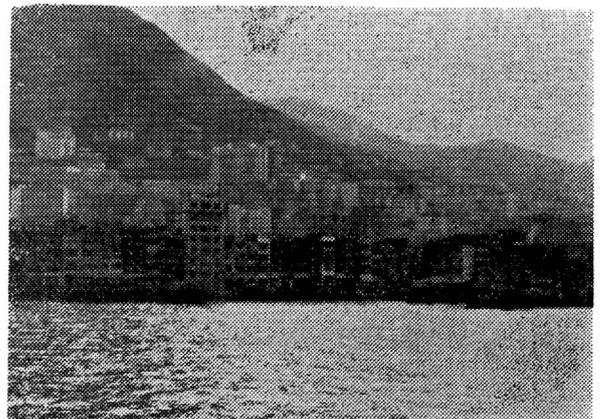
最後のものは工学院・商学院・文理学院に分れ規模が最も広大である。成功とは鄭成功(1661~83年の初代台湾王)に因む校名で、旧台南高工を中核として発展させたものである。)あとは私立大学であるが、校名を列記すると、台北工業專科學校、台中農學院、中原技工學院、(新竹県中壢)、東吳大学(上海のものを移転)、淡江文理學院、中医学院(台中)、交通大学、電子研究院、看護婦養成の護事專科學校(台北)、農業專科學校(屏東)、海事專科學校(基隆)、家政專科學校、高雄医学院の諸校が挙げられる。なお県や市は中学校と実業学校を設置するが、大学を設立する例はない。

台湾の大学では、日本の単位に当るものを「学分」と称し、1週間1時間の講義につき、3時間分の宿題が併課されており、一学期(セメスター)は16~18週から成つている。夏休みは学校により2~3カ月に亘るが、あとは、祝祭日や試験日を除き全部授業に充てられる。工学系については大学と工場との連携を進め、それを建教合作と呼ぶ。商学系についても学校外での実習が重んぜられる。

台湾では小学校から大学にいたるまで「朝礼」が実施せられ、礼儀や節度は厳格に教育されており、筆者の参観した諸校でも學生が未知の筆者に敬礼を怠らず、非常な意気込みで勉学に熱中する姿に好感を覚えた。因みに学校での用語は、国語としての北京官話であり、日用語たる閩南語など(主に福建語、南部の一定地帯で広東語、別に山嶽地帯では高砂族の土語)のほか、改めて北京語(国語)教育が盛んである。日本語も27才以上の本省人(台湾人)の間では充分に通用するが、20才以下の若い世代や外省人(本土人)は殆んど弁じえない。なお近年まで省政府によつて日本語の禁止措置がとられていた。

香 港

今日の香港は狭い香港島・九龍半島の地域に約300万の人口がひしめき、昨年9月末現在の就學生徒数は約485,000人に達している。終戦直後は4,000人にすぎなかつたのに対比し、その著しい成長が知られる。学校数は1,488校を算し、内訳としてイギリス政府の設立するもの83、その助成に係るもの中等学校21、初等学校386、他は私立学校998



聞香港の一部 香港大学はこの一角に位置している

とされている。これに従事する教師も 17,878 人に及び、今日の香港には大陸より避難又は疎開した有能な人材が溢れているため、従つて教員採用には殆ど不自由がない。しかしそれにしても初等学校に就学できない児童を解消するに至らず、政庁は 7 カ年計画で全住民子弟の就学を可能にする努力を推進している。1958 年から 59 年に至る 1 カ年だけで 67 校が増設され新たに 45,629 人の収容を見たが、中でも難民救済の目的で政庁が建設する高層アパート群（7 階建の大廈の林立は正に偉観であり、それを resettlement estates と称する）に平行して必ず小学校が設けられている。

政庁の設立する上記 83 校の内訳は、小学校 66、中等学校 8、工業学校 2、工業大学 1、師範大学 2、夜学 4 であり、低廉な授業料、優秀な教師や施設の故に志願者の殺到を見ている。小学校（6 カ年）は 6 才から 12 才まで、中学校（7 カ年）は 12 才から 19 才までを基準とする。

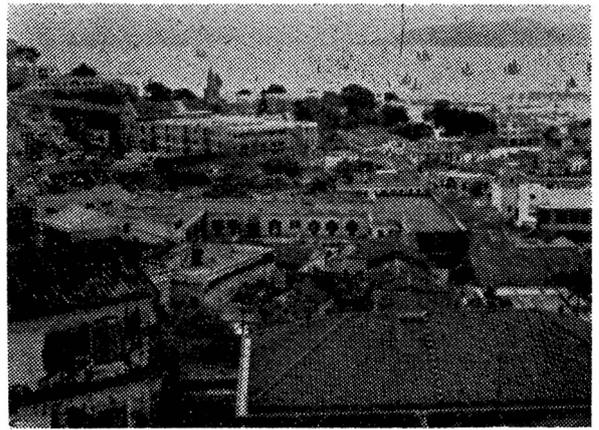
香港大学は香港における唯一の総合大学で山腹を利用し、狭い敷地に輪奐の美を尽した校舎が聳えている。文・理・医・工（建築を含む）の 4 学部から成り、学生数夫々 507・163・299・141 の計 1,110 名という少数であり、イギリス本国の大学と同等の規格によるといわれる。当局は向う 7 カ年に学生数を 1,800 名に増加したい意向であつた。尤もその他東洋学研究科に 31 人、教育免許コースに 90 人、社会事業コースに 26 人の学生がおり、かくて大学卒業後の研究課程を併せると 1,266 人が在学するわけで、そのうち 26.9% (343 人) は女子である。又学生は殆どすべて中国人で占められ他に東南アジアから若干の現地人を交えるにすぎない。なおイギリス人子弟は中等学校までを香港で済ませ、その上は連合王国、アイル、カナダ、濠州、アメリカの諸大学に進学するらしい。この点では曾て日本人子弟が多く京城大学や台北大学に学んだ如き趣を存しない。大学予算は 1,200 万香港弗（1 弗はわが 62 円 50 銭、だから邦貨に換算すると、7 億 5,000 万円に上る）うち政庁助成金 550 万弗であり、まことに財政規模は豊かである。教授陣は殆ど英人ないし英国籍中国人から成り用語はすべて英語である。

私立大学が戦後に多く設立されたが、これらは中国語を使用し、本土から流入した大学教授や大学生がその開設を拍車した。

澳 門

マカオはポルトガル植民地である。面積わずかに 10 平方軒、マカオ半島に位する。タイパ、コロアネ両島を含む。人口は 37 万 5 千、中共政権確立後においても、対岸中山県から小型ジャンクに託し中共監視艇の捕獲を免れてマカオに避難する者の数も少ない。衆知のごとくカトリック宣教の基地として今日も修道院や神学校が多い。中共勢力と国府勢力とが平和裡に鏑を削っている。

学校制度については、中国人教育機関は何れも六・三・



マカオカトリック系学園を望む

三制をとり、何れも広東語を使用する。それらにはカトリック系、中共系、国府系の 3 種がある。ポルトガル人子弟の教育機関は幼児教育を重んじ幼稚園が 3~4 年の課程をもつ関係から、小学校以上は四・三・三制の立前をとり、何れも政庁が経営する。マカオには大学がない。葡人子弟も本国へ進学する者は少く、現地同化の傾向がある。

大学と留学生

竹内豊三郎

アメリカでも、ヨーロッパでも、一寸した大学へは世界各国から留学生が来ている。先進国同志での留学生は文化の交流ということが主な目的のようで、自国の大学で学位をもらつてから来ていることが多いが、後進国からの留学生は留学生の学士号や学位をもらうことが目的のようであつた。

私の滞在したアメリカのブラウン大学へはイギリス、ドイツ、オランダ等から多かつたが、西独のミュンヘン大学へは東南アジア、アフリカ等からの学生も多かつた。この大学だけでもインドから 100 人以上も来ていると聞いて驚いたが、日本人も 40 人近くいた。

留学生の勉強は殆どが自然科学で、文化芸術方面は非常に少なかつた。自然科学の発達している国が国力も充実して国民も裕福に文化生活を楽しんでいることは地球を一廻りして見れば明瞭なことである。

ドイツの国際留学生の寮は大変立派で日本の一流のホテルにも決して負けないようである。オランダ、デンマーク、ベルギー等へも留学生が多く、旅行中に汽車や、レストランの中で出会つた学生達と私は話し合つて、日本の留学制度のことなどよくたづねられた。

アメリカでもヨーロッパでも大学は国際的な立場で設備も教授陣も作られているように思われる。各国からの留学生を通して自国の文化や精神面の理解をしてもらい同時に自国へ紹介してもらうことが重要な大学の使命の一つになっているのであろう。また自国の学生達も他国人と毎日の

生活を送ることによつて身をもつて世界の実体を知ること
も出来る。その他、留学生が帰国して、その国の指導者になつたとき、留学先の製品を購入する機会も多くなる筈である。アテネに新築中の工科大学の各教室に設置されていた研究機具が殆んど現教授達の留学先の製品であつたこと



ミュンヘン大学の正面

はこのことを実証していることと思われる。

日本の大学では年間 100 人の留学生を東南アジア方面から受け入れているそうであるが、その数はドイツの一つの大学の更に数分の一である。

私は帰国の船でインド、セイロン、タイ等からの日本への留学生と一緒になつて、日本の大学への不安と希望との錯雑した学生達の質問をいろいろ受けたので、帰国後に少しばかり調べて見たがヨーロッパ等に較べ随分不備な点も多いことを知つた。

教育を国家 100 年の計とは誰れでもよく云う言葉であるが、特に地方に新設された大学に住んでいる私にはその言葉に対する解釈が大分アメリカやヨーロッパの先進国の場合と違つているように思われる。大学を地方文化発展のためというスローガンは大学の大きな発展から程遠いし、学部の設置問題で二つの市が争つて総合化を妨げたり、十分に充実もしない間に学生定員を増したり、学部の新設を計画したりすることは本当の発展にブレーキをかけるようなものである。もつと本質的な目的に沿つて充実したいものである。

昭和 35 年 11 月 30 日 印 刷

印刷所 明治印刷株式会社
